

鳥取県男女共同参画白書

～令和元年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－資料編－

鳥 取 県

目 次

データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

1

- (1) 人 口 人口の推移／年齢3区分別人口の推移
- (2) 世 帯 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
- (3) 人口動態 「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率

テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

5

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移・イクボス宣言企業数／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／女性の年齢階級別労働力率の経年変化／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定内給与額／短時間（パートタイム）労働者数、時間内所定給与額／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／農業委員に占める女性の割合／女性認定農業者数の推移／家族経営協定の締結状況／議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員における女性割合／自治会長における女性割合／消防団員における女性割合

テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

16

母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移／65歳以上の要介護等認定者数
一般民間企業における障がい者雇用率の推移／性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成
ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／性暴力の被害経験／性犯罪認知件数
DV相談件数、一時保護数の推移／男女共同参画センターにおける男性相談の推移

テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

23

男女の役割分担意識／「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方について
社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間

詳しくは令和2年9月発行の「令和元年度男女共同参画白書（本編）」をご覧ください。

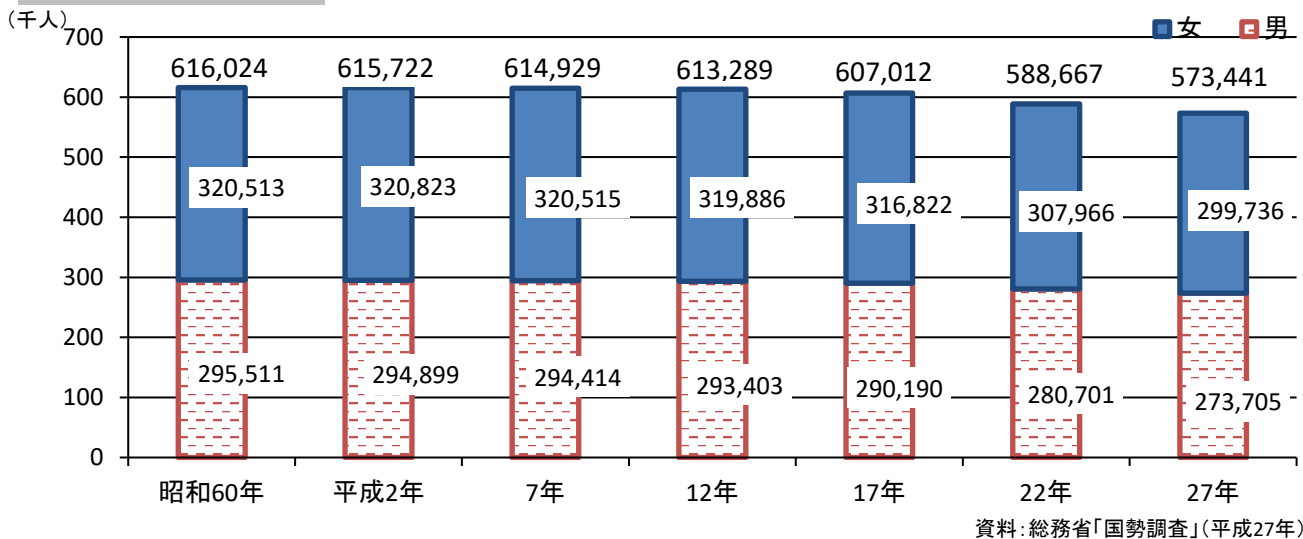
データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

平成27年国勢調査によると、本県の人口は573,441人で22年に比べ15,226人減少している。男女別に見ると、女性が299,736人、男性が273,705人で、女性が26,031人多くなっている。

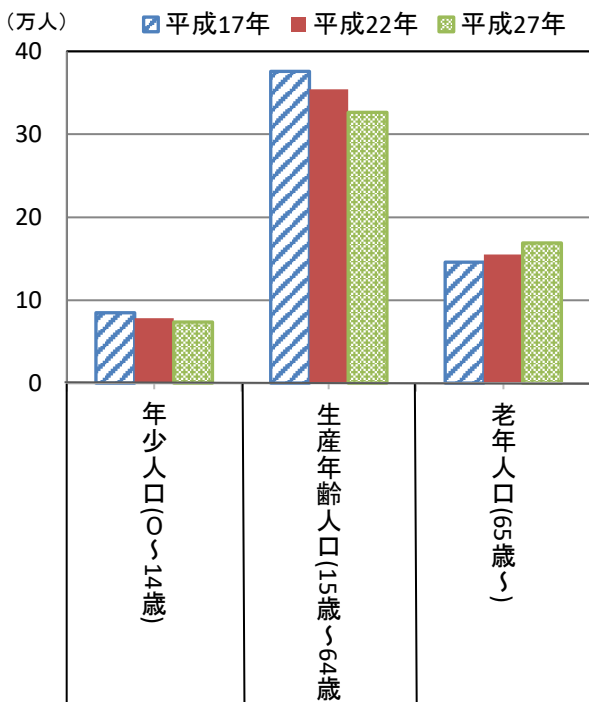
図1-1 人口の推移



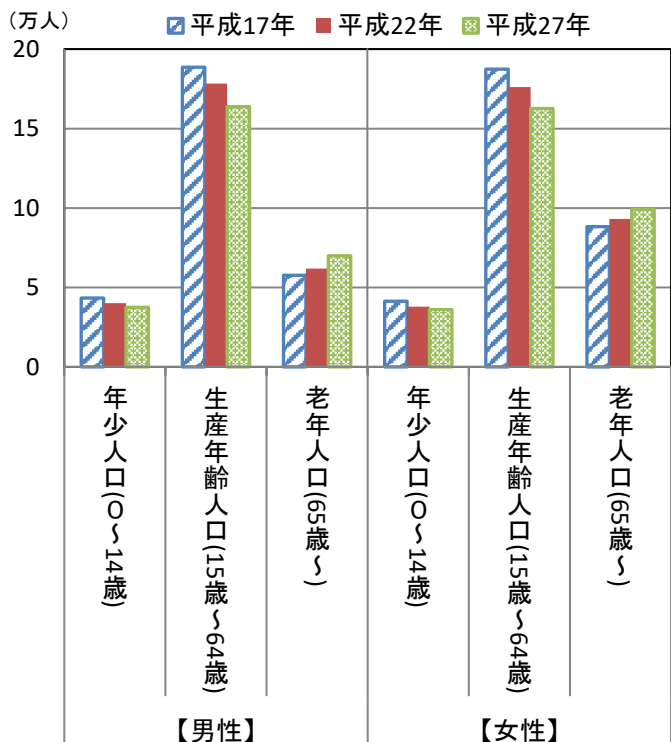
平成27年の国勢調査によると、男女とも本県では高齢化が進んでおり、年少人口(0歳～14歳)も一貫して減少している。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

【全体】



【男女別】

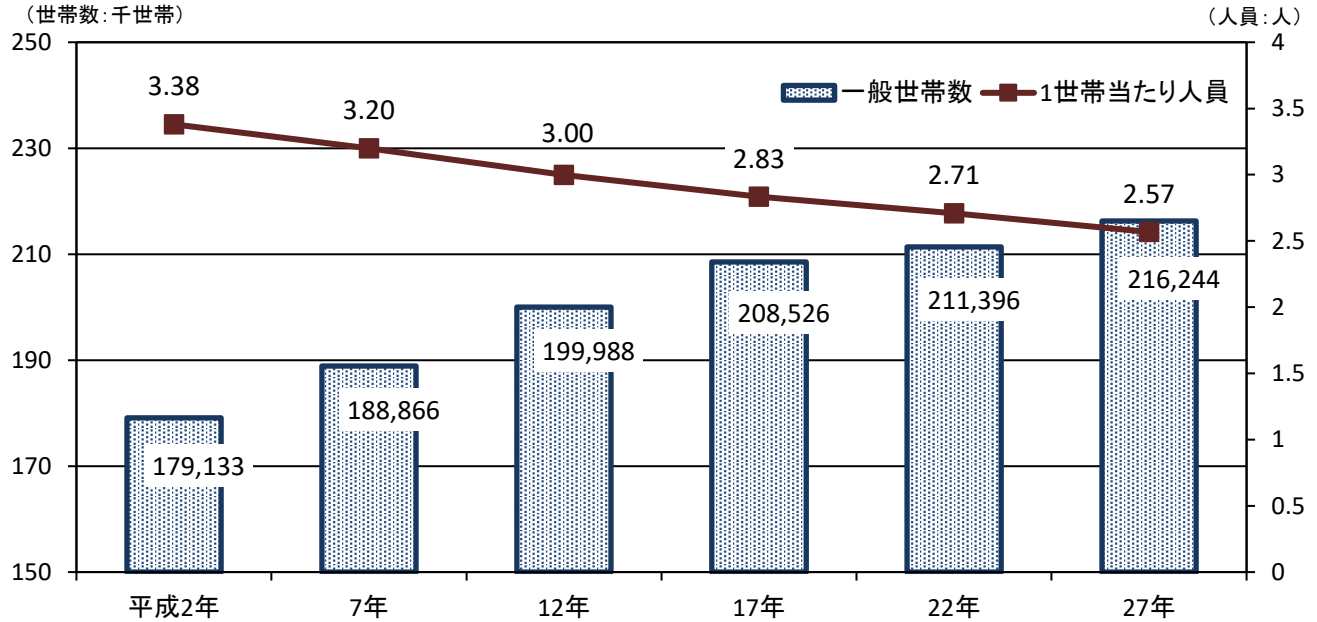


資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

(2) 世帯

平成27年の国勢調査では、本県の一般世帯数は22年に比べ4,848世帯増加しているが、1世帯当たり人員は22年の2.71から2.57へと減少しており、世帯規模は小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

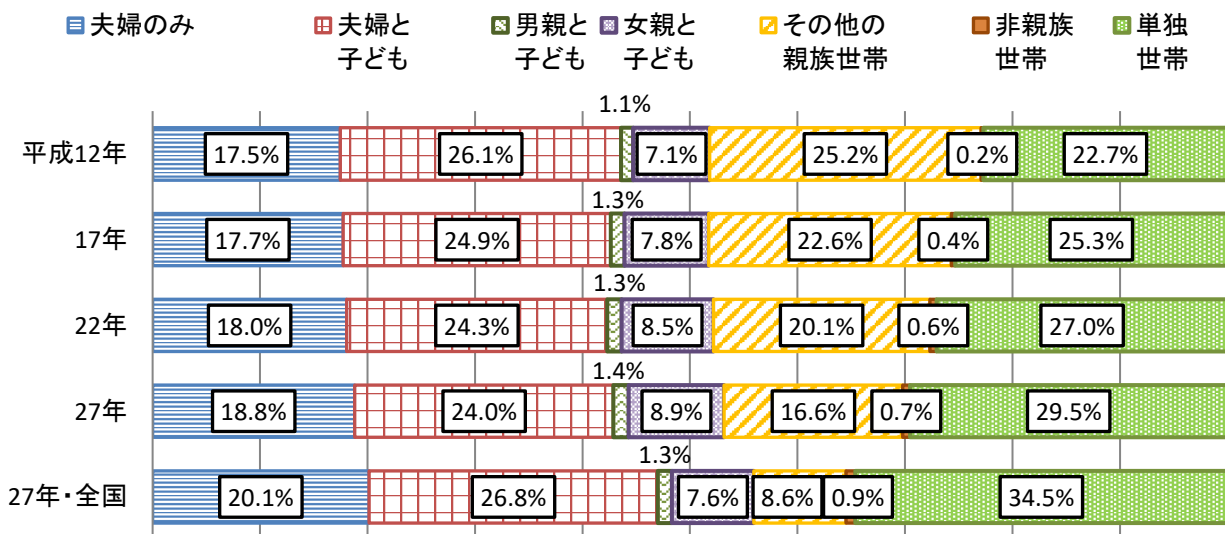


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県一般世帯の家族類型は、22年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」は0.3%減少しているが、「男親と子ども世帯」「女親と子ども世帯」は共に増加している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



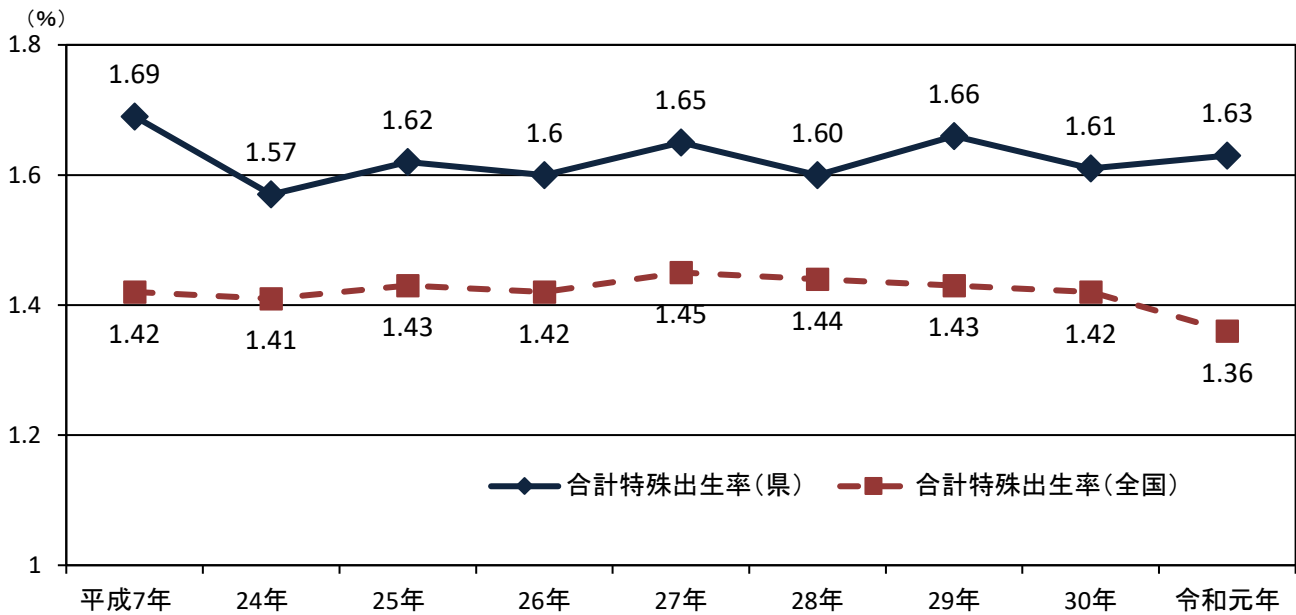
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単于世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

(3) 人口動態

令和元年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、前年より0.02ポイント増加し1.63であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

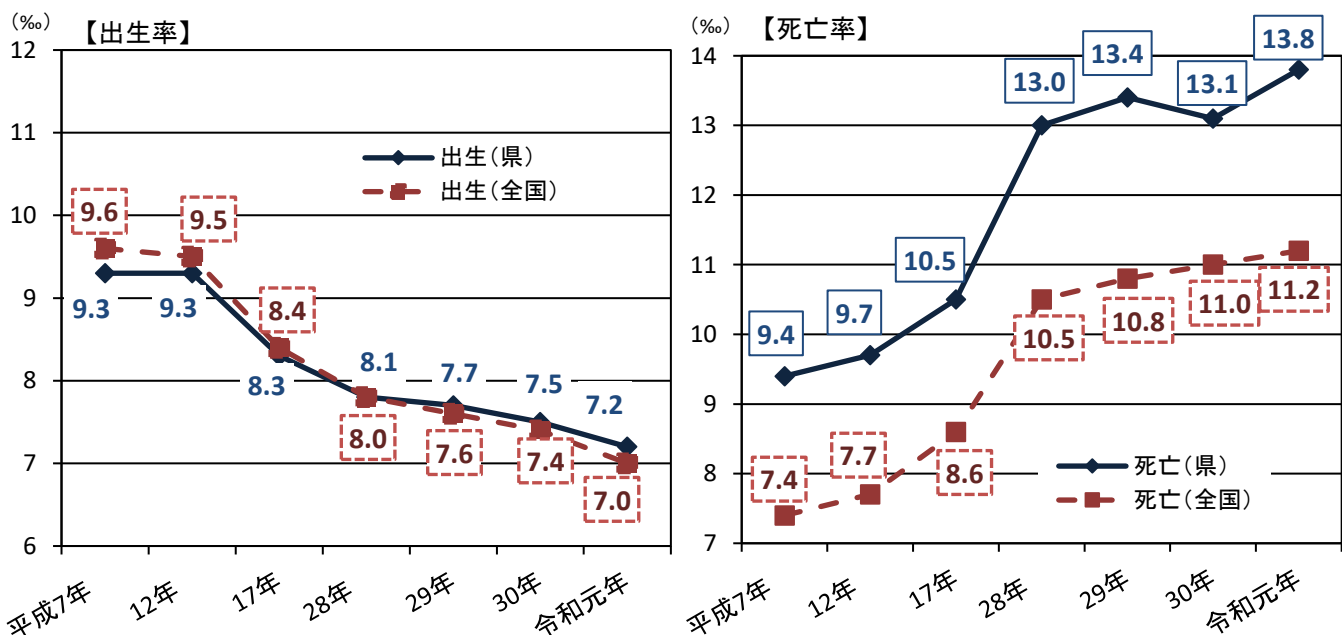


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

令和元年の本県の出生率は前年より0.3ポイント減少し7.2であった。死亡率については0.7ポイント増加し、全国を上回って推移している。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

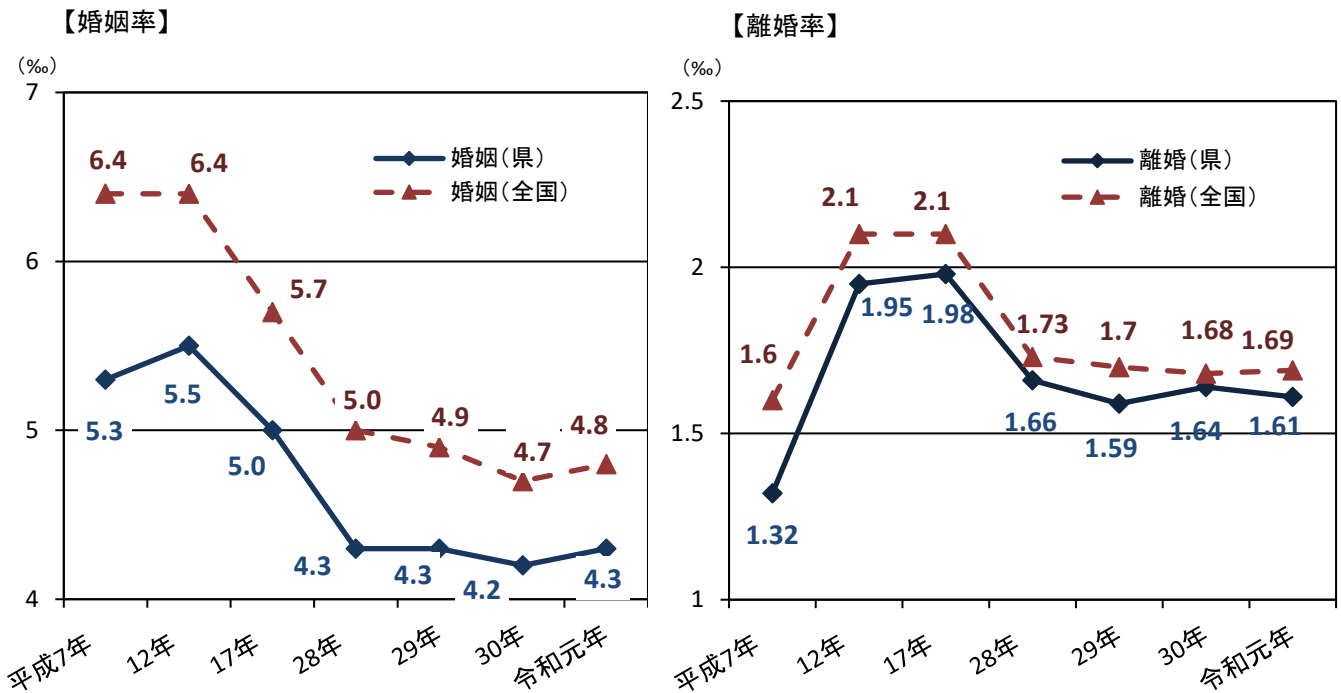


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

令和元年の本県の婚姻率は前年より0.1ポイント増加し4.3であった。離婚率は0.03ポイント減少し、全国を下回って推移している。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

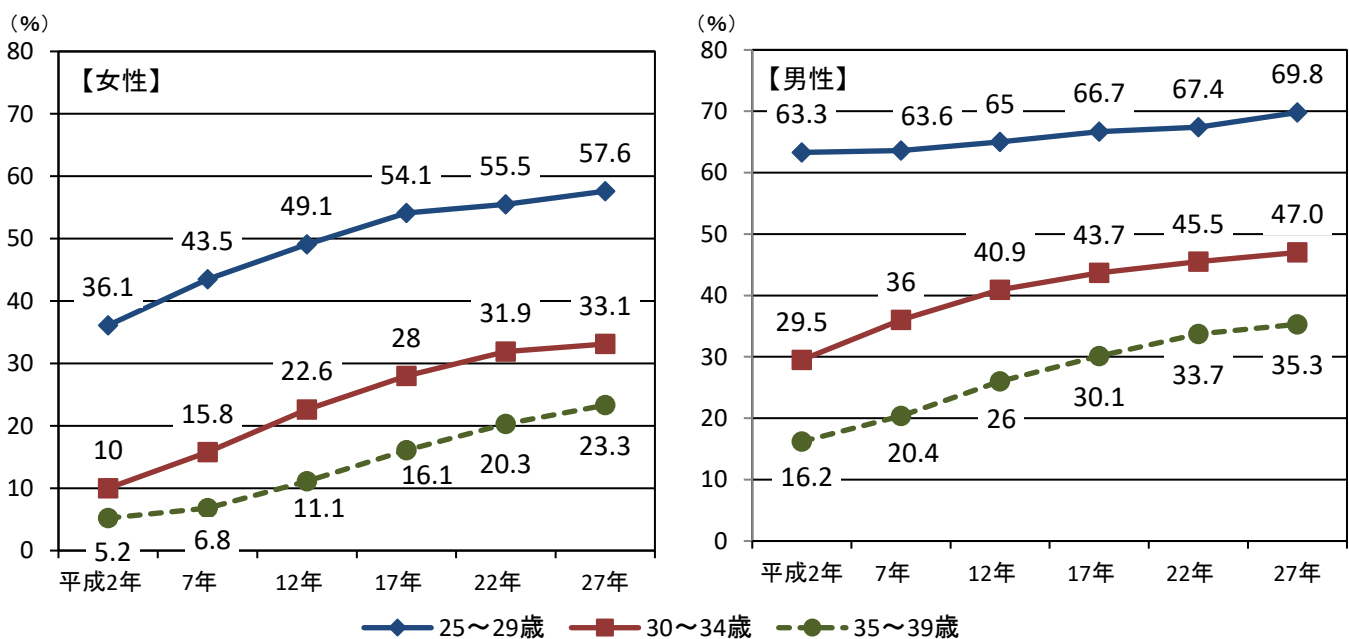


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

平成27年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性に比べ男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率



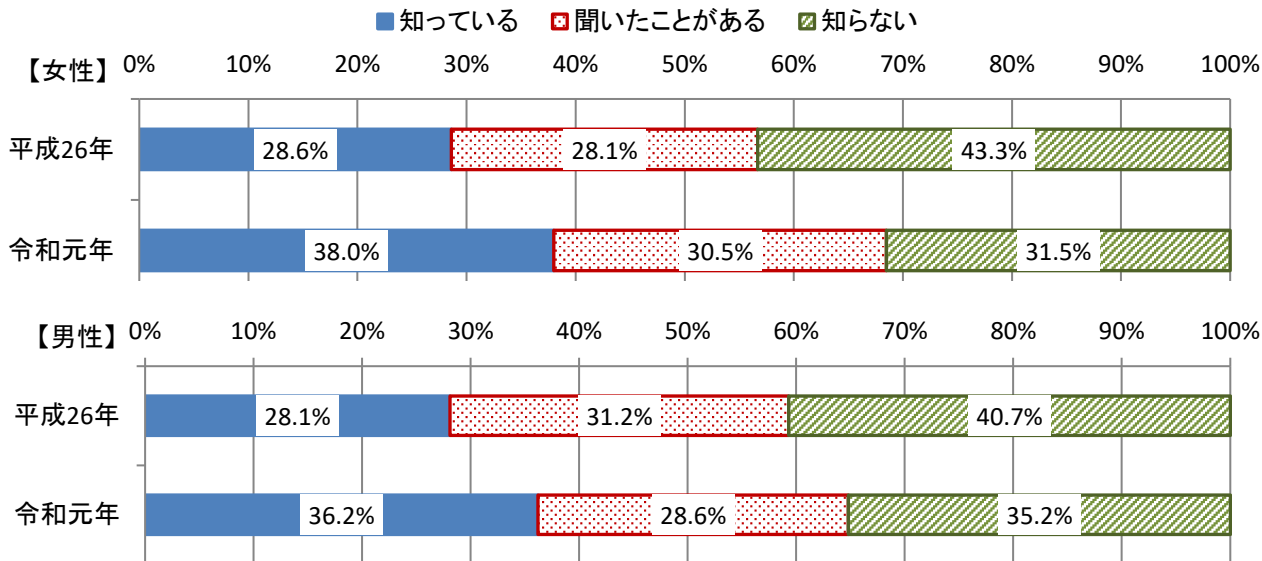
資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

テーマA：男女が共に活躍できる環境づくり

【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

令和元年の意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、男女ともに「知っている」、「聞いたことがある」を合わせて、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している割合は、前回より増加している。

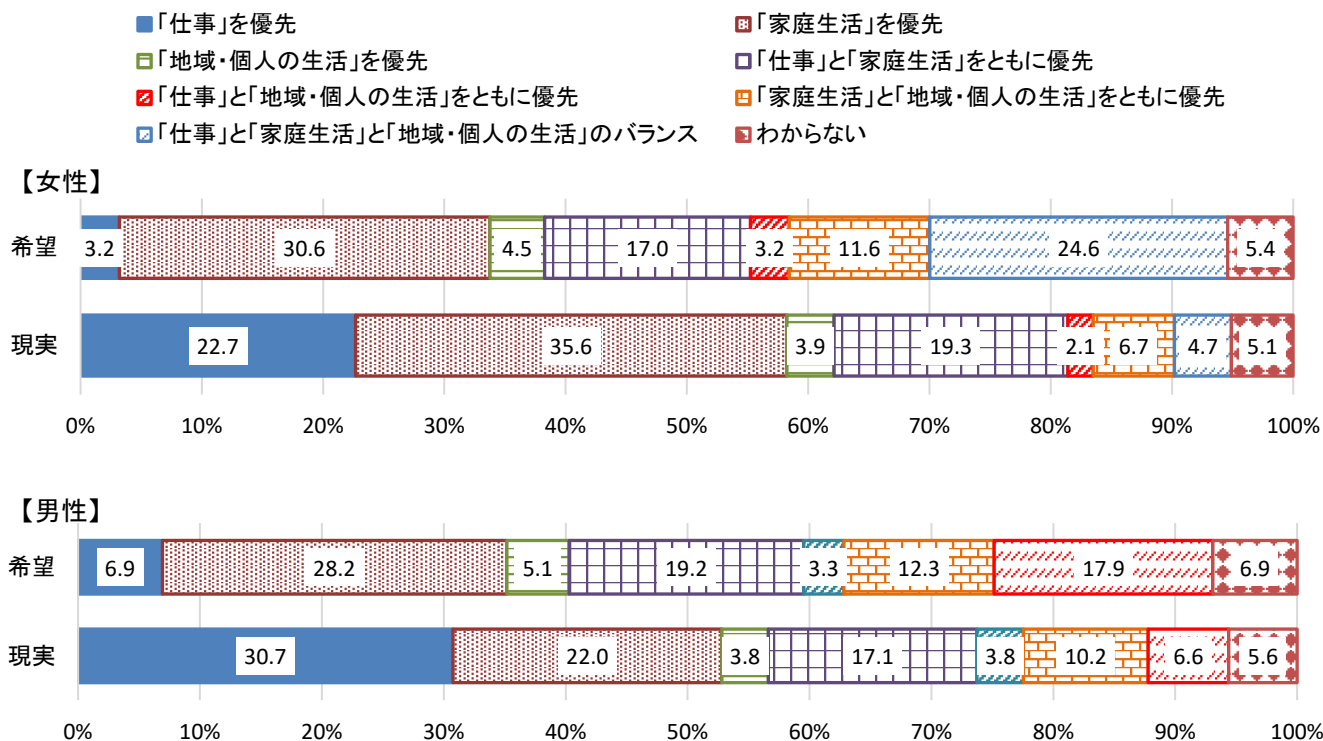
図A-1 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和元年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られる。

図A-2 仕事と生活の調和に関する希望と現実

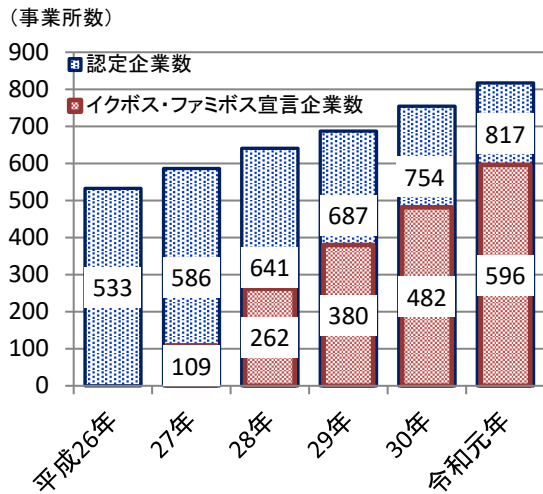


(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

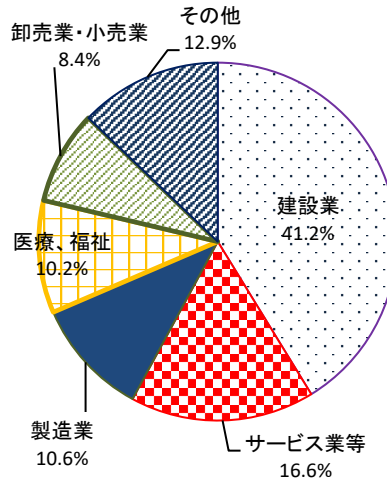
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は817事業所(令和元年3月31日現在)であり、令和元年度の認定数は63事業所であった。業種別では建設業に加え、サービス業、卸売業・小売業などでも広がっている。

図A-3 認定状況の推移



図A-4 業種別の認定状況



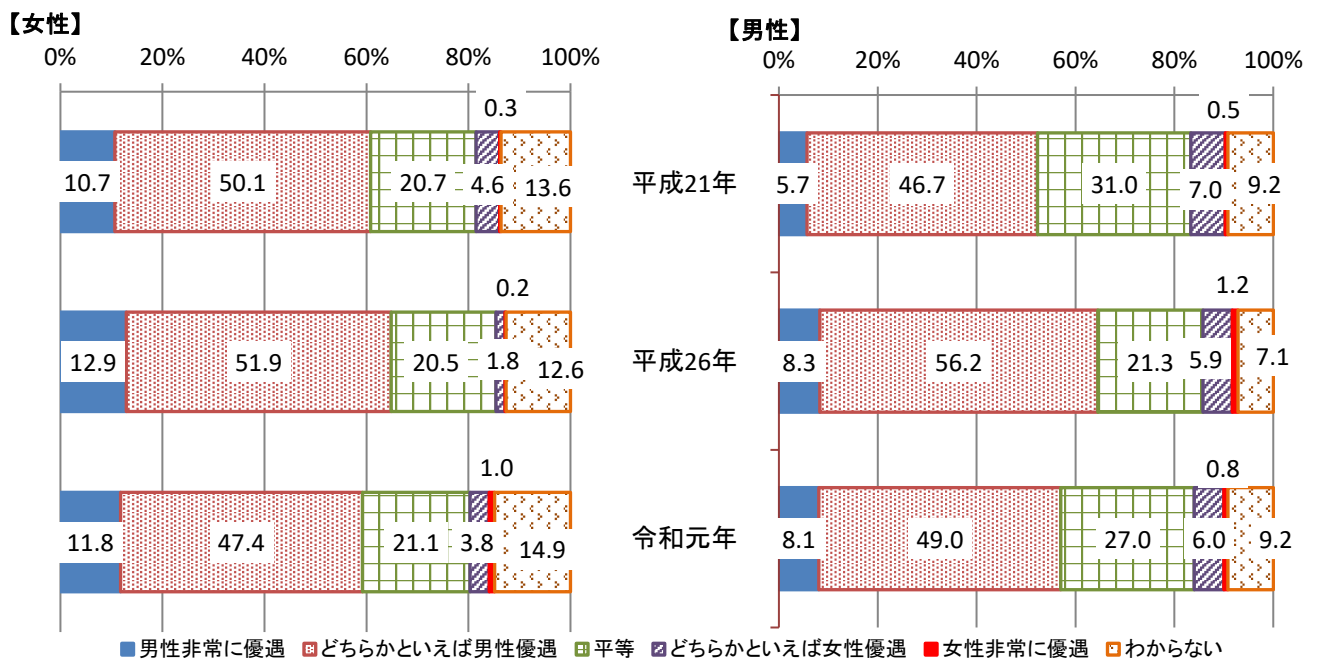
【その他内訳】
 情報通信業 2.9%
 教育、学習支援業 2.8%
 金融業・保険業 2.3%
 運輸業、郵便業 2.2%
 農業、林業 1.7%
 不動産業、物品賃貸業 0.5%
 電気・ガス・熱供給・水道業 0.4%

※イクボス・ファミボスとは長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する経営者、管理職を言う

資料: 女性活躍推進課調べ

令和元年の意識調査によると、「職場における男女平等感」について、男性も女性も6割近くが「男性が優遇されている」と感じているが、「平等」と感じる割合は前回に比べて増加している。

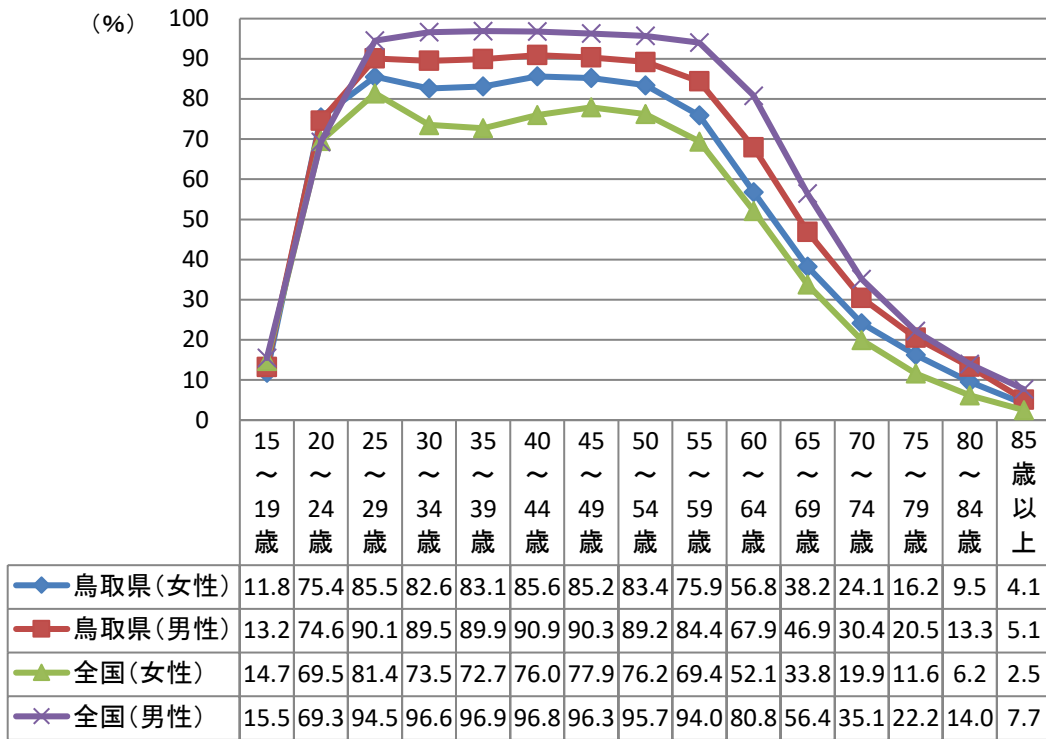
図A-5 職場における男女平等感



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

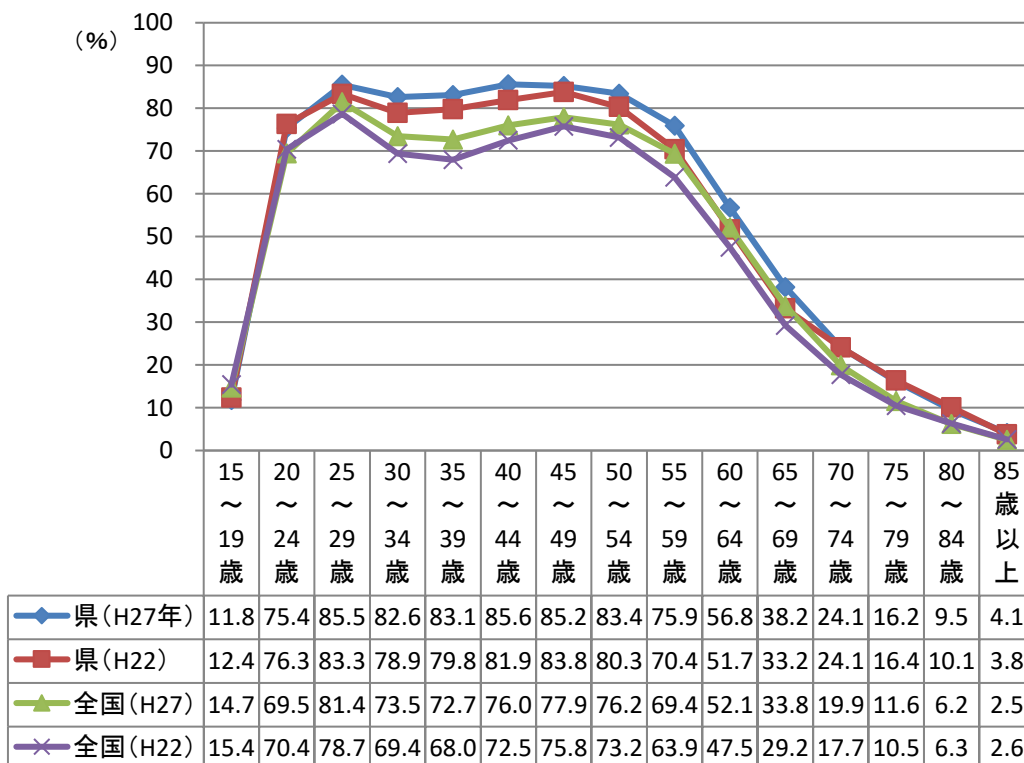
平成27年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が見られる。

図A-6(1) 年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-6(2) 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

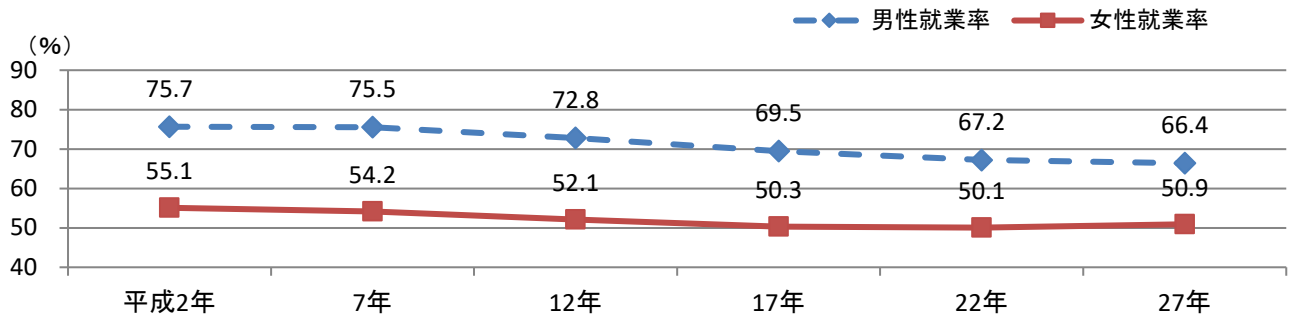


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

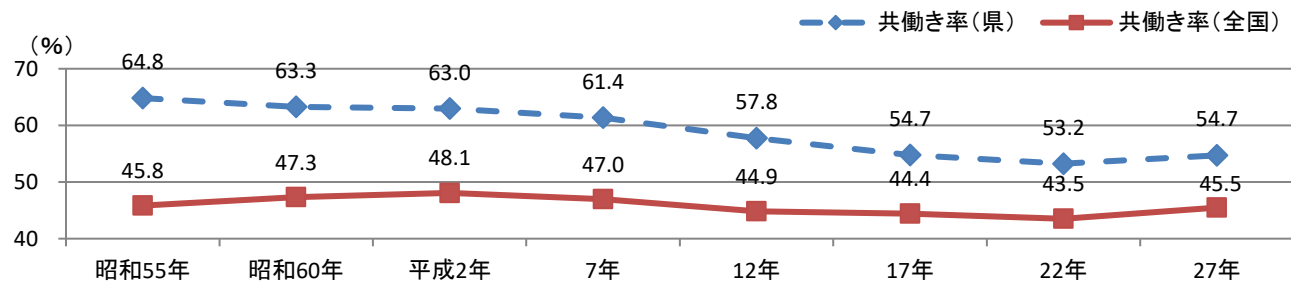
平成27年の本県の男性就業率は66.4%、女性就業率は50.9%で、22年と比べると男性は0.8ポイント減少しているのに対し、女性は0.8ポイント増加し、男女の就業率格差は縮まっている。

図A-7 男女別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

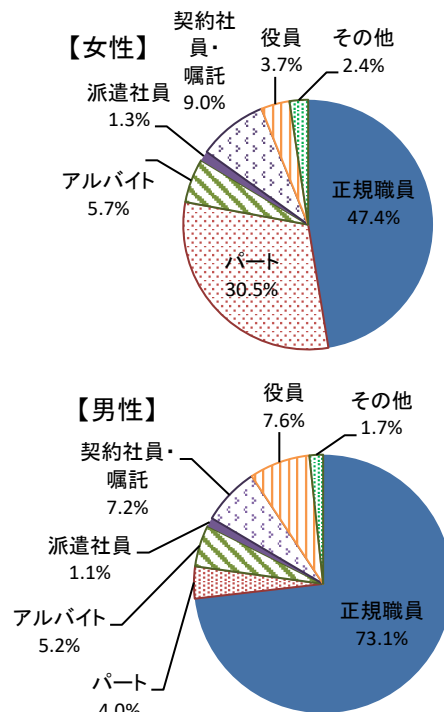
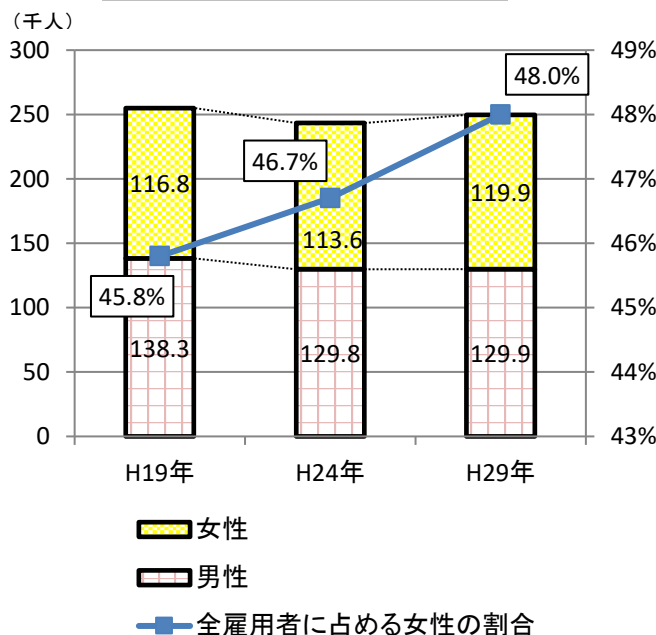


(注) 夫婦とも就業者世帯割合＝夫婦世帯数に占める夫妻ともに就業世帯数の割合

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成29年の雇用形態別雇用者数は、平成24年と比べて女性の正規職員が増加した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



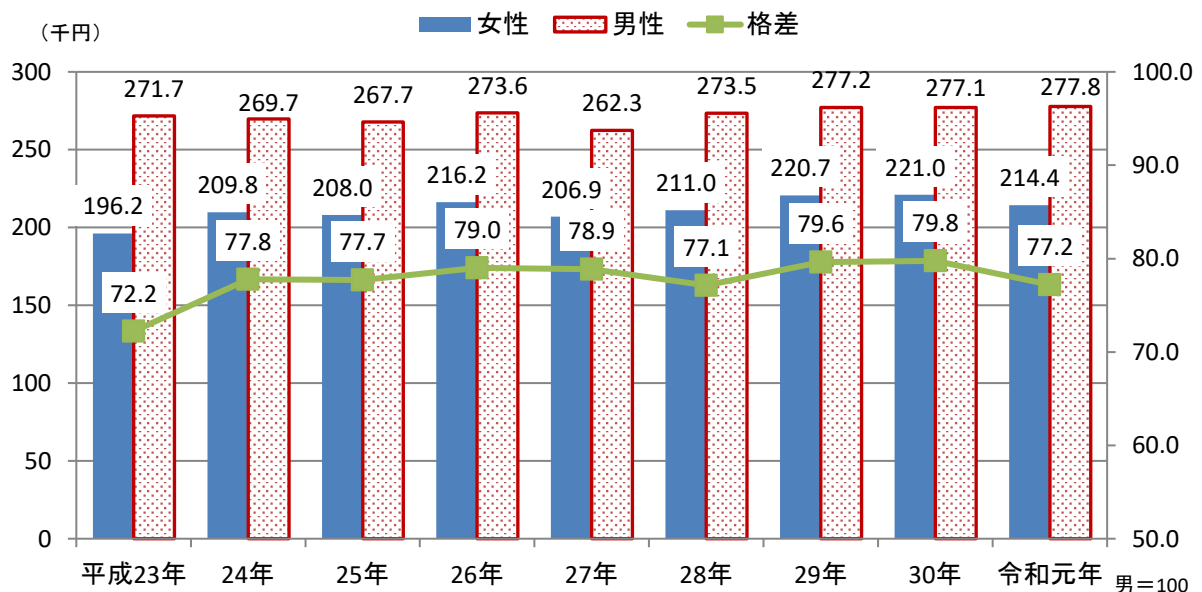
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

令和元年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、前年と比べ男性は増加、女性は減少し、男性を100とすると女性は77.2となり、前年と比べ格差は2.6増加した。

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内実労働時間数(時)	超過実労働時間数(時)	決まって支給する		年間賞与其他特別支給額(千円)	労働者数(人)
						現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)		
平成21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160
27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590
28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320
29年	女性	42.3	10.9	165	7	233.5	220.7	551.1	36,890
	男性	43.4	12.9	167	14	304.6	277.2	728.9	53,870
30年	女性	42.1	10.7	164	7	235.9	221.0	517.4	40,110
	男性	44.0	13.0	167	12	301.8	277.1	702.8	52,570
令和元年	女性	42.9	10.7	162	6	227.2	214.4	491.5	39,930
	男性	43.4	13.2	166	11	301.8	277.8	721.2	56,610

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

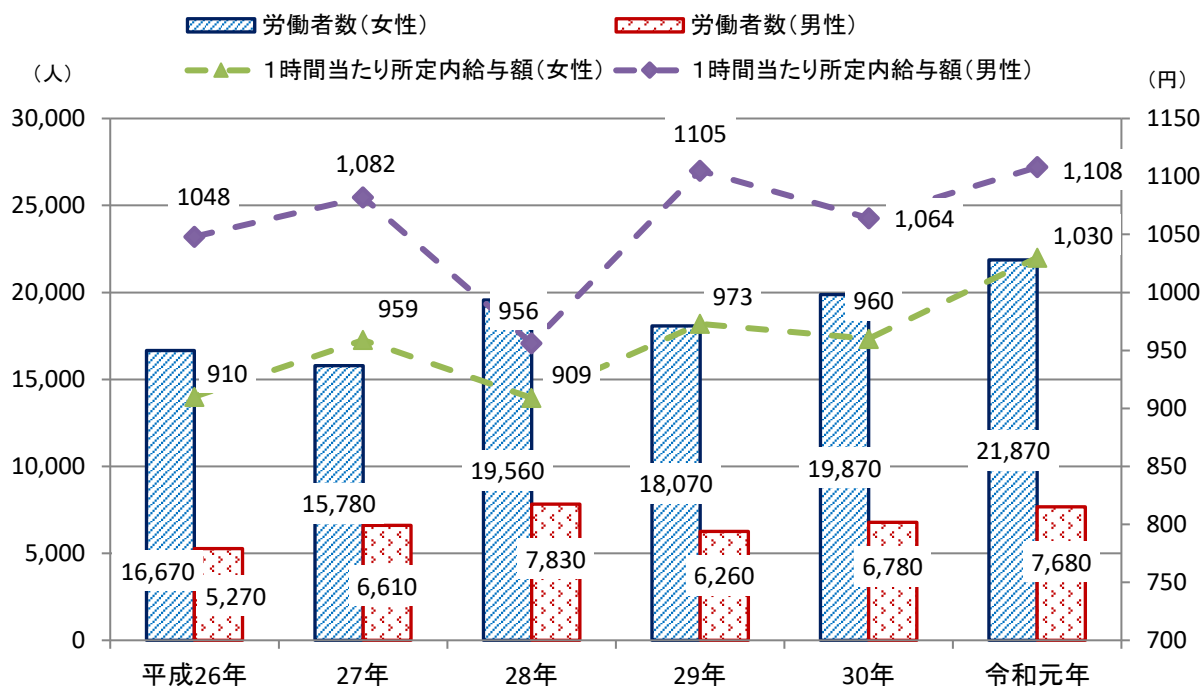


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年)

令和元年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ男女ともに増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性は1,108円、女性は1,030円で、男女ともに前年を上回った。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
平成21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840
26年	女性	46.5	6.0	18.5	5.4	910	26.9	16,670
	男性	42.5	5.1	17.1	5.4	1,048	29.6	5,270
27年	女性	47.5	6.2	18.6	5.4	959	39.1	15,780
	男性	44.8	4.8	15.9	5.3	1,082	31.3	6,610
28年	女性	46.6	5.8	18.0	5.4	909	27.3	19,560
	男性	46.6	5.3	17.7	5.1	956	25.7	7,830
29年	女性	48.4	6.0	18.0	5.3	973	24.7	18,070
	男性	49.1	6.1	15.7	5.1	1,105	20.6	6,260
30年	女性	50.0	7.2	18.3	5.5	960	34.8	19,870
	男性	45.8	6.1	17.2	5.4	1,064	45.4	6,780
令和元年	女性	49.0	7.0	17.2	5.5	1,030	48.4	21,870
	男性	44.0	5.5	15.5	5.4	1,108	61.1	7,680

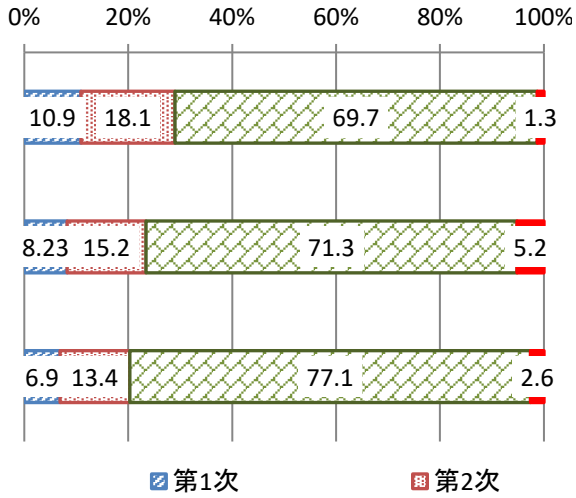


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年)

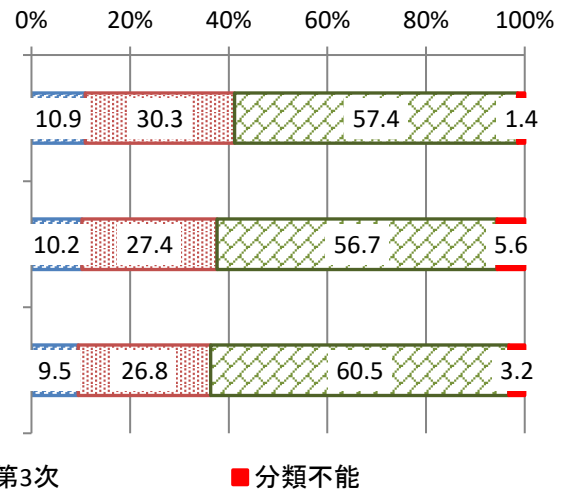
平成27年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数

【女性】



【男性】

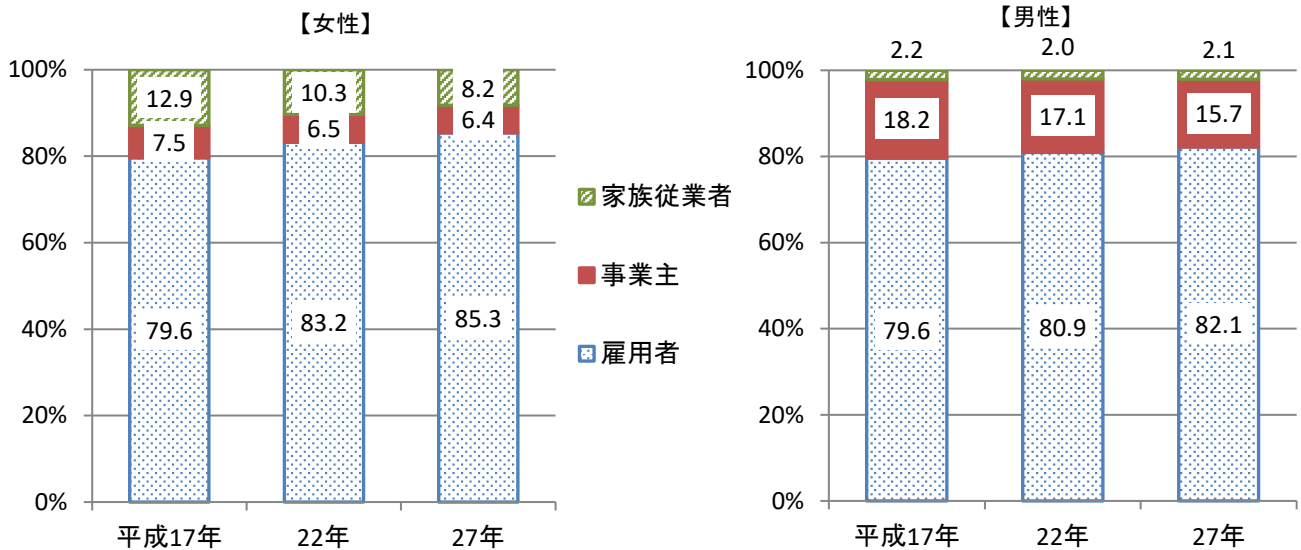


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性は雇用者が増加。女性も雇用者が2.1%増加し、家族従業者は減少傾向にある。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移

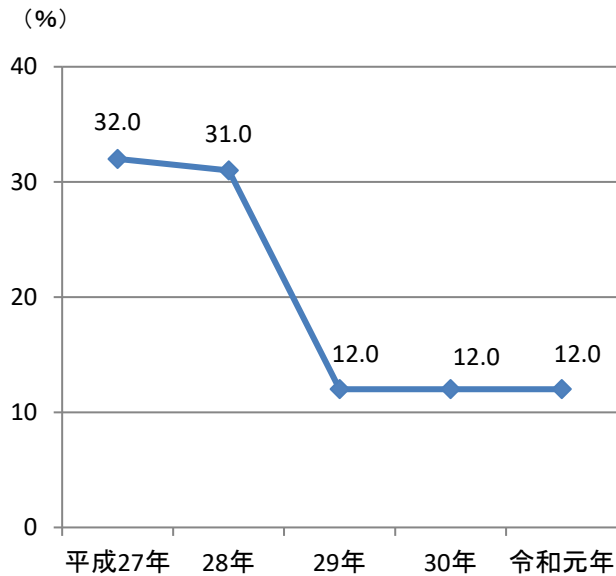


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主：家庭内職者を含む、雇用者：役員を含む

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

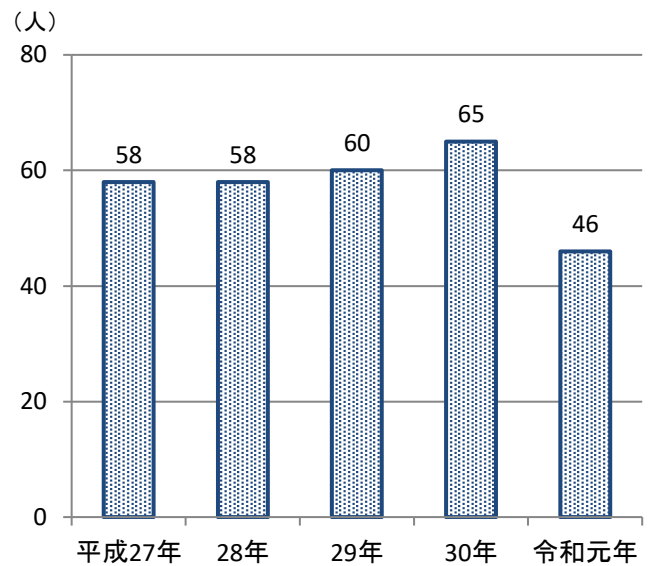
令和元年の農業委員に占める女性の割合は前年と変わらず、女性認定農業者数は46人となり前年より19人減少した。

図A-14 農業委員に占める女性の割合



(注)平成28年度から選挙・選任性から公募制へと移行

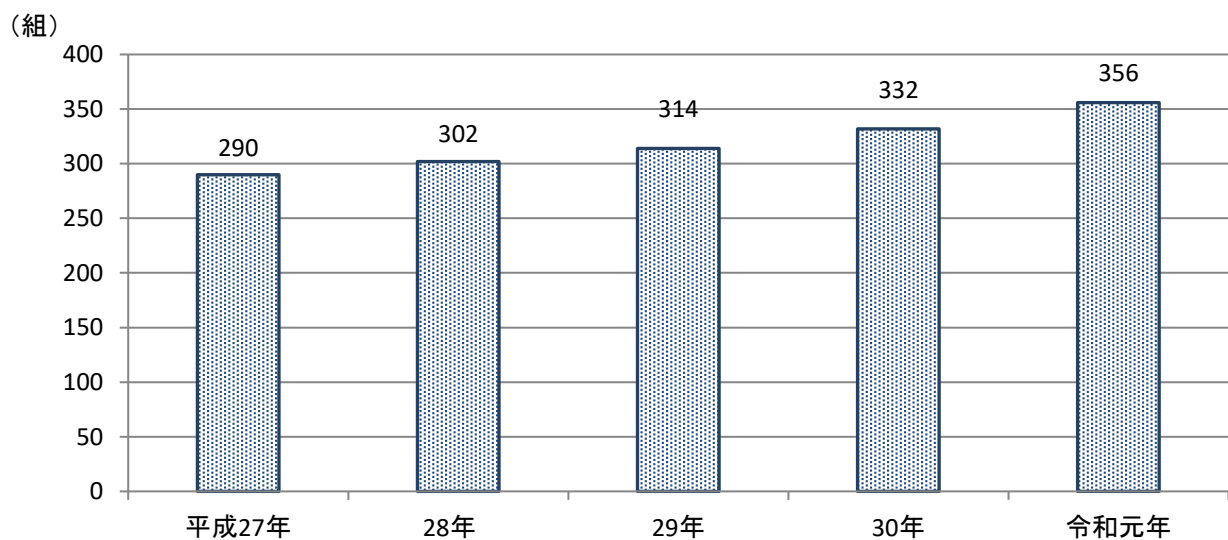
図A-15 女性認定農業者数の推移



資料:経営支援課調べ

令和元年の家族経営協定締結農家数は356組で、前年より24組増加した。

図A-16 家族経営協定締結農家数

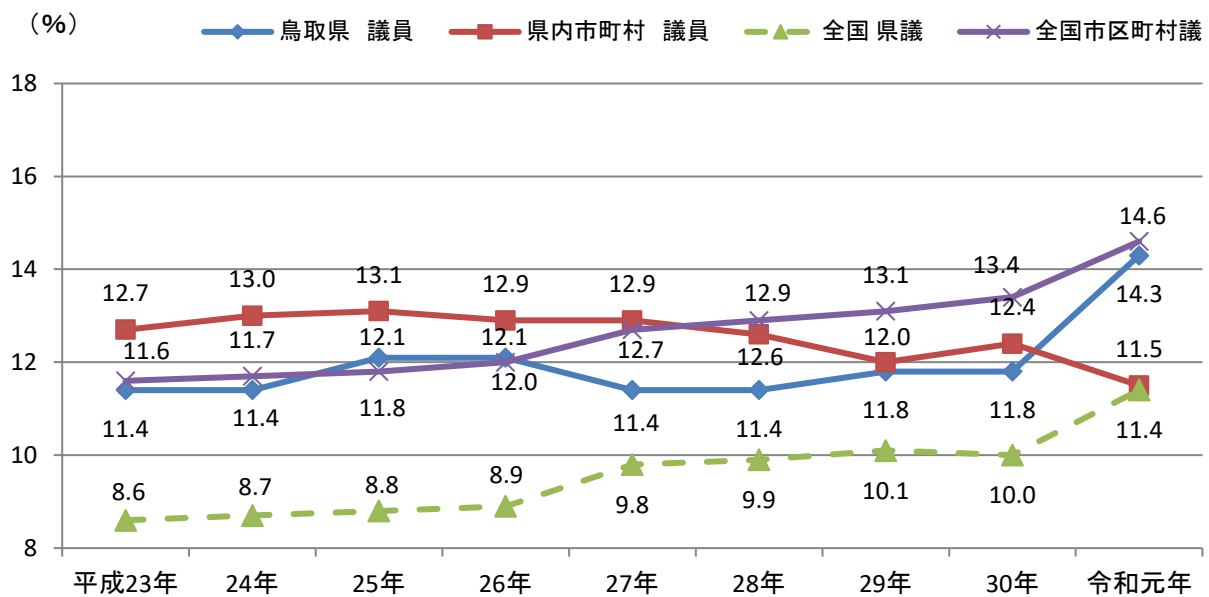


資料:とっとり農業戦略課調べ

【重点目標2】 地域・社会活動における女性の活躍推進

令和元年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で14.3%、市町村議会で11.5%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移

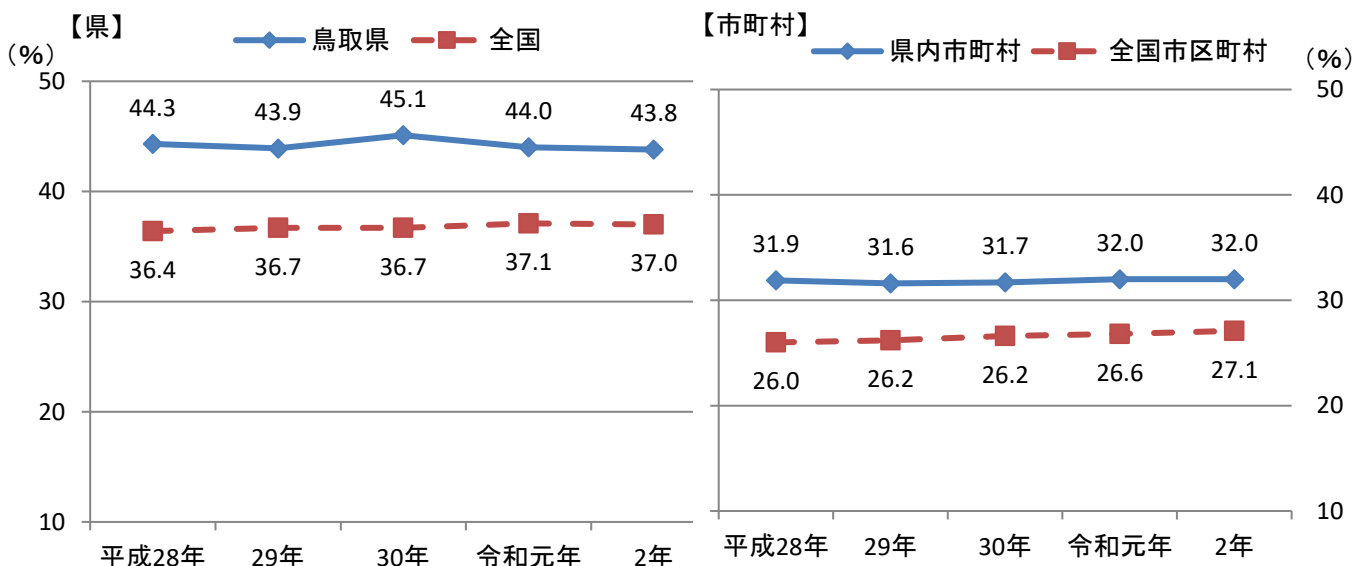


(注)各年12月31日時点

資料:総務省「地方公共団体の議会及び長の所属党派別人員調査」(令和元年)

令和2年の本県の審議会委員における女性の割合は、県43.8%、市町村32.0%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-18 審議会委員における女性割合の推移



(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値

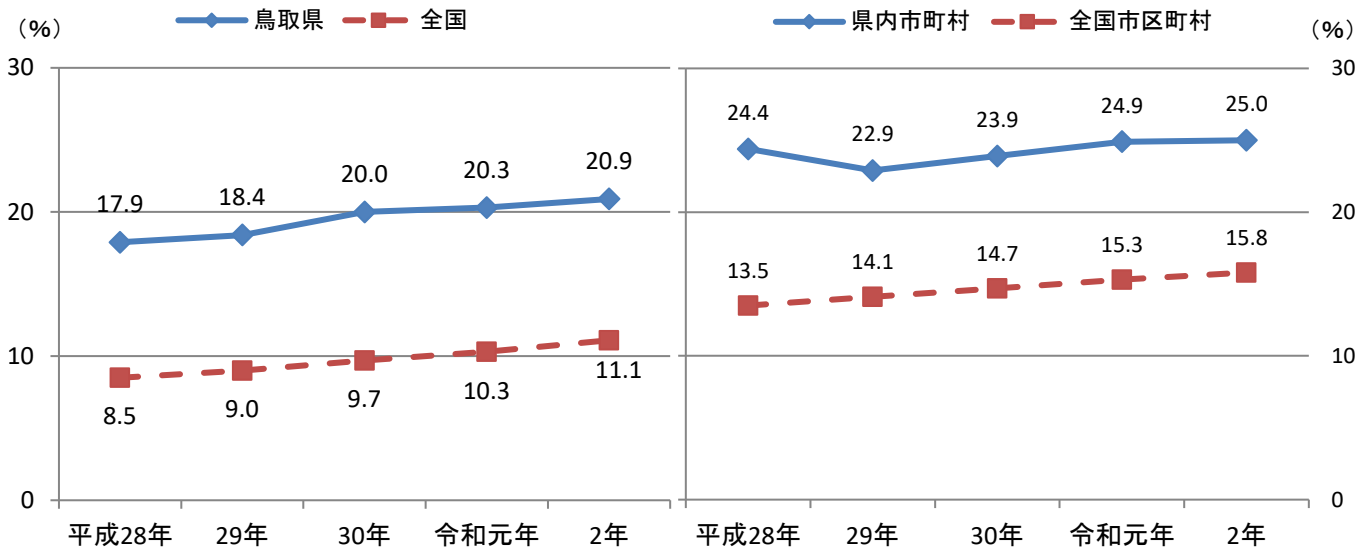
県内市町村、全国市区町村は地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域で設置された審議会を含む)の数値

※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(令和2年)

令和2年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が20.9%、市町村は25.0%となり、県、市町村ともに全国1位となっている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移

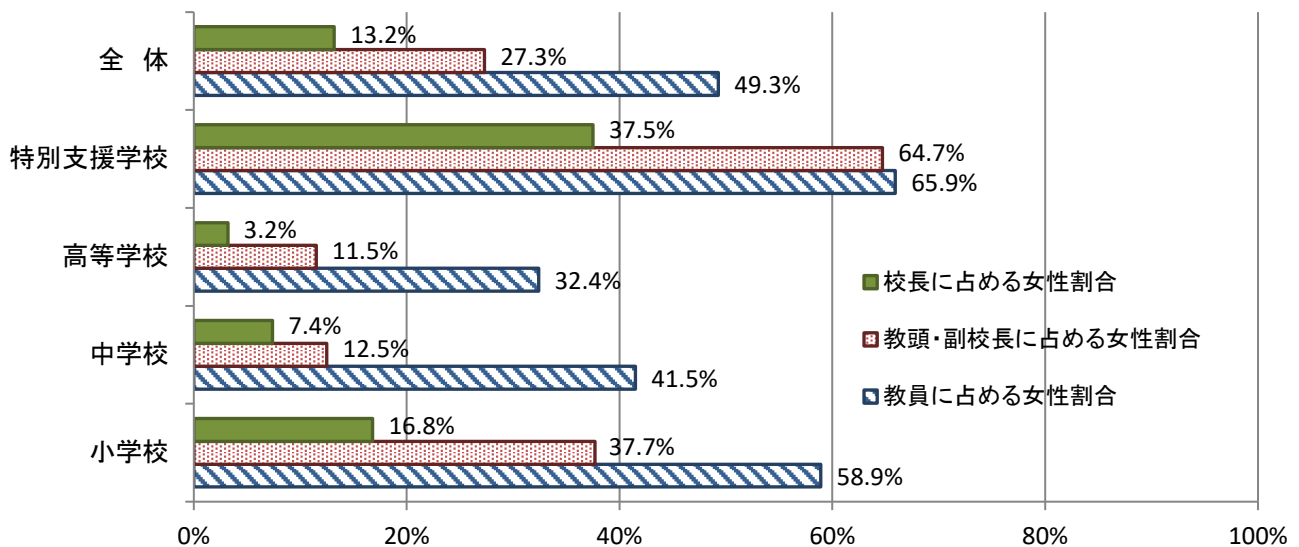


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(令和2年)

令和元年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち校長に占める女性割合は13.2%、教頭及び副校長に占める女性割合は27.3%となっている。特に中学校・高等学校では、教員の女性割合に比べかなり低くなっている。

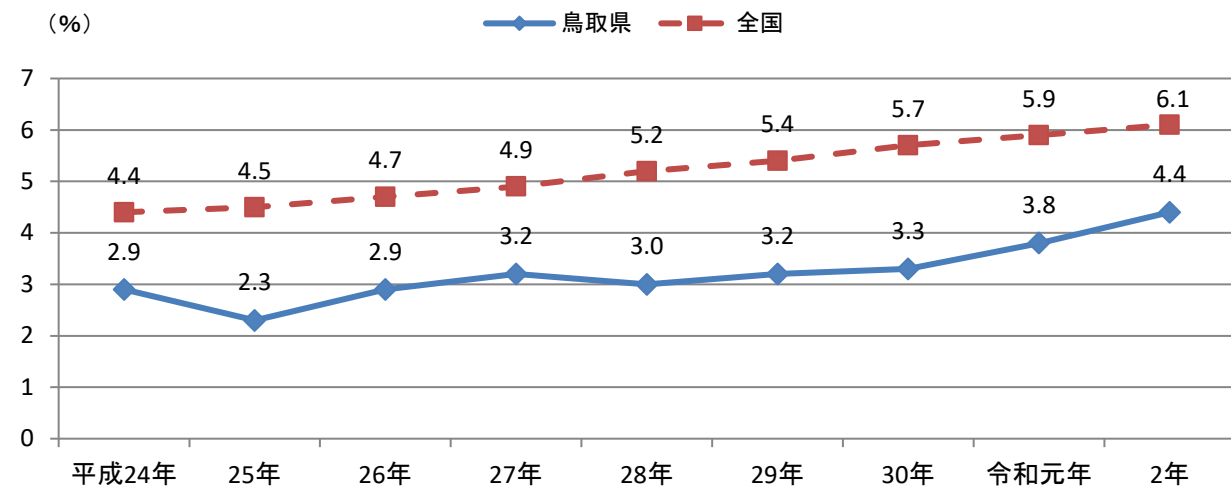
図A-20 教員における女性割合



資料:文部科学省「学校基本調査」(令和元年)

令和2年の本県の自治会長における女性割合は122人の4.4%で、前年より0.6ポイント増加した。

図A-21 自治会長における女性割合

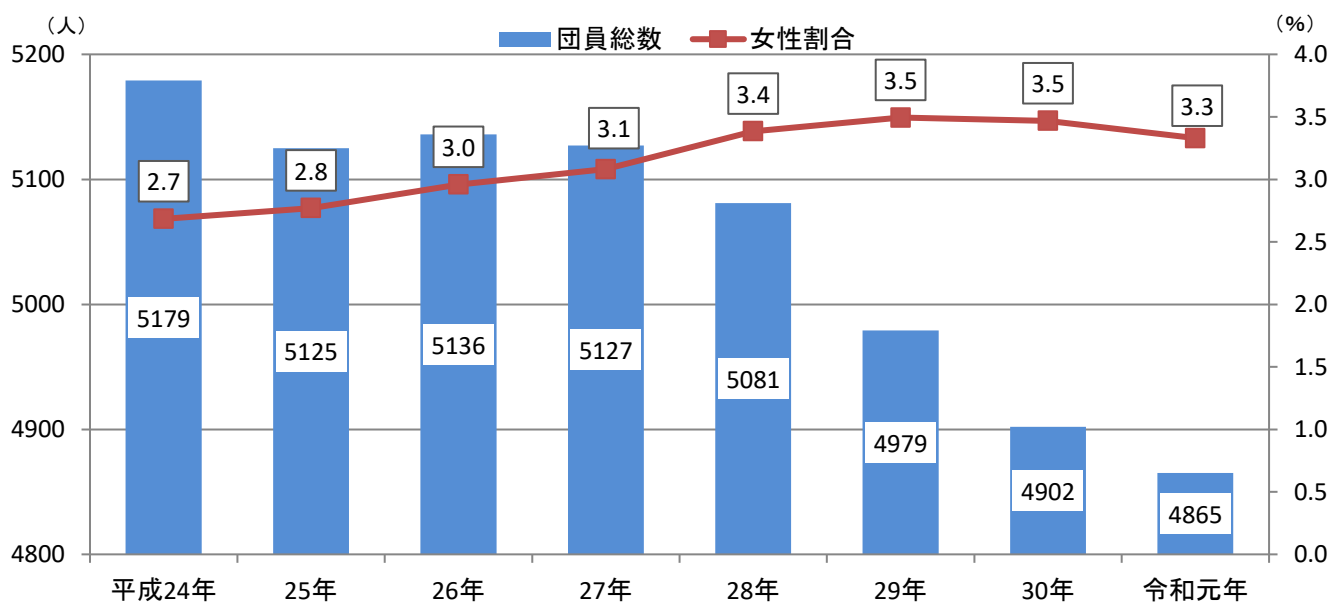


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(令和2年)

令和元年4月1日現在の本県の消防団員は4,865人で、前年より37人減。うち女性は前年より8人減少し162人で、団員に占める女性割合は3.3%となった。

図A-22 消防団員における女性割合



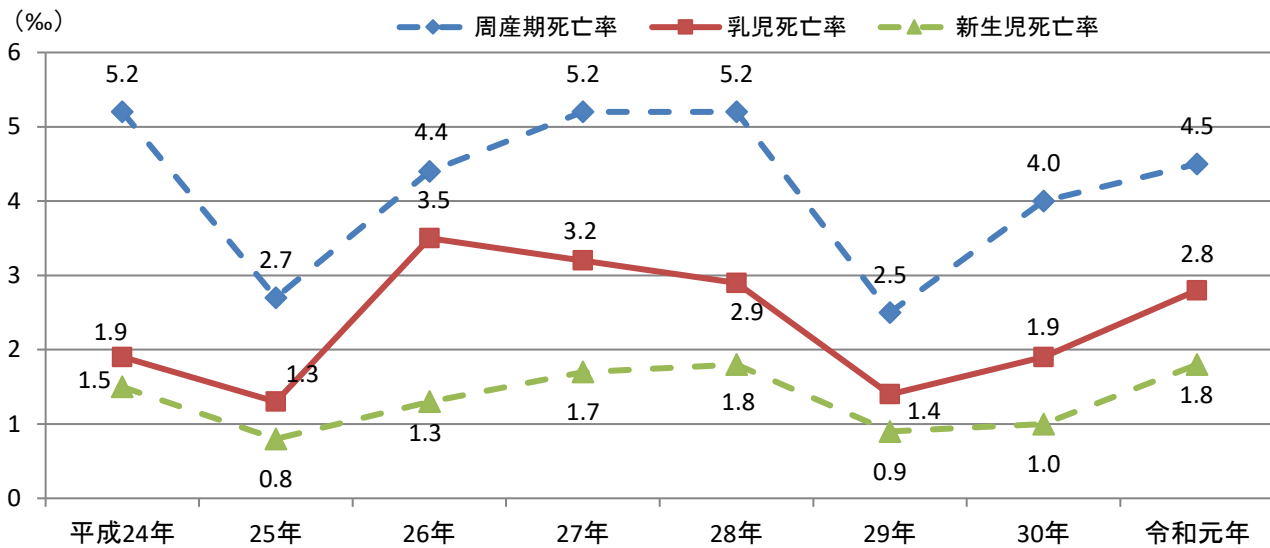
資料：鳥取県消防防災年報
※平成30年以降は消防防災課調べ

テーマB：安全・安心に暮らせる社会づくり

【重点目標3】生涯を通じた男女の健康支援

令和元年の本県の周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率はいずれも前年に比べ増加している。

図B-1 母子保健関係指標の推移

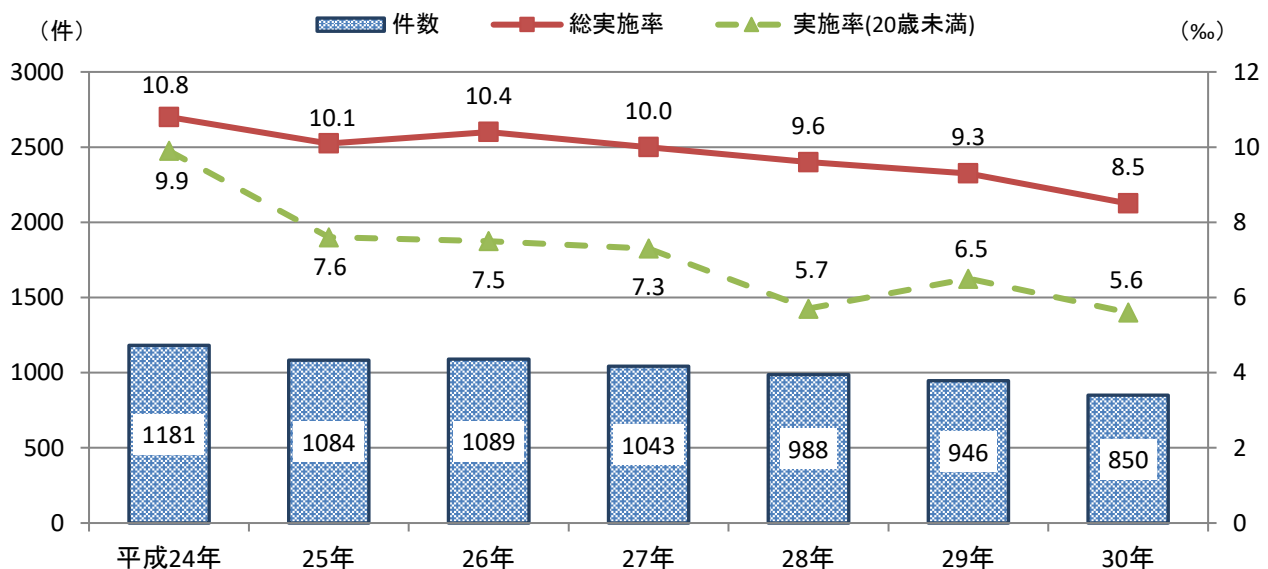


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

平成30年の本県の人工妊娠中絶件数は850件で、前年より96件減少。総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率ともに減少している。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移

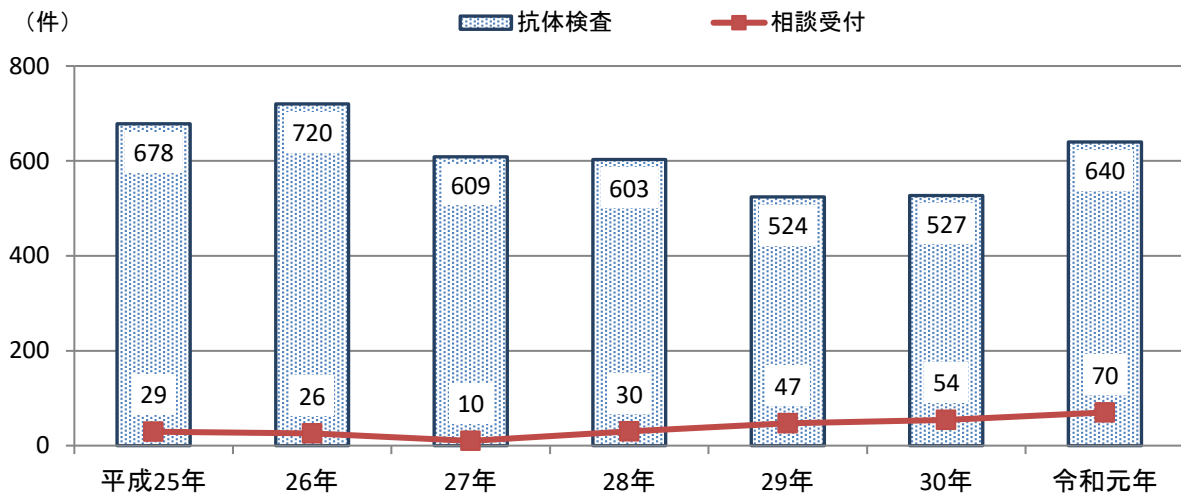


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×100
※令和元年のデータは未公表

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年)

令和元年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は640件で、前年に比べ113件増加し、相談受付も前年に比べ16件増加し70件であった。

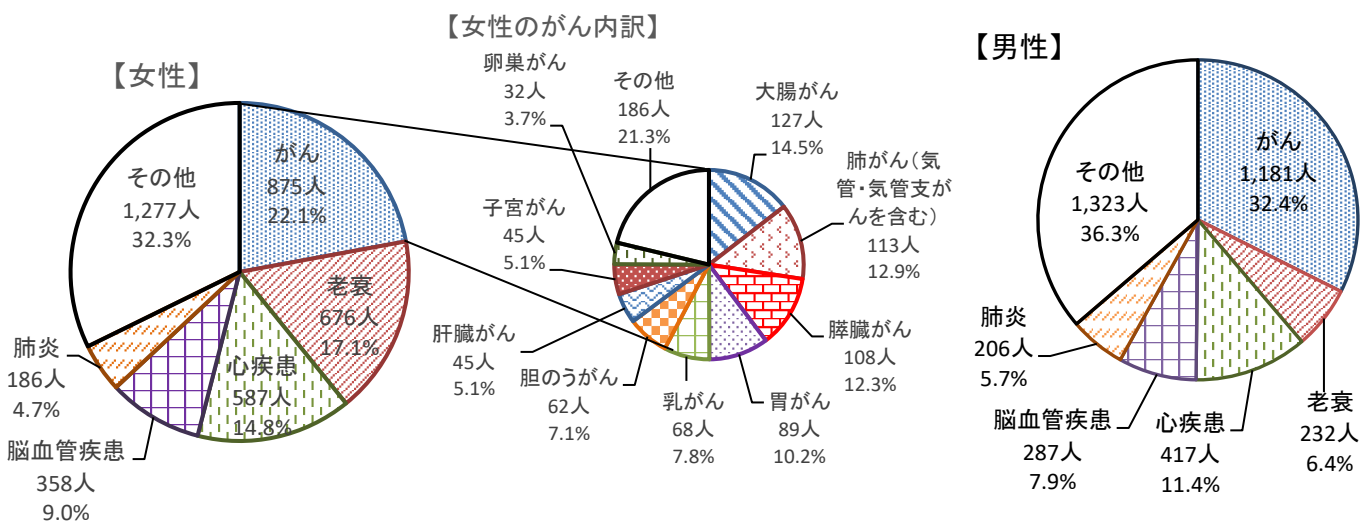
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(令和元年)

令和元年の本県における死亡原因の1位は男女とものがんである。女性では乳がん、子宮がん、卵巣がんといった女性特有のがんによる死亡が、がん死亡原因の16.6%を占めている。

図B-4 死亡原因の内訳

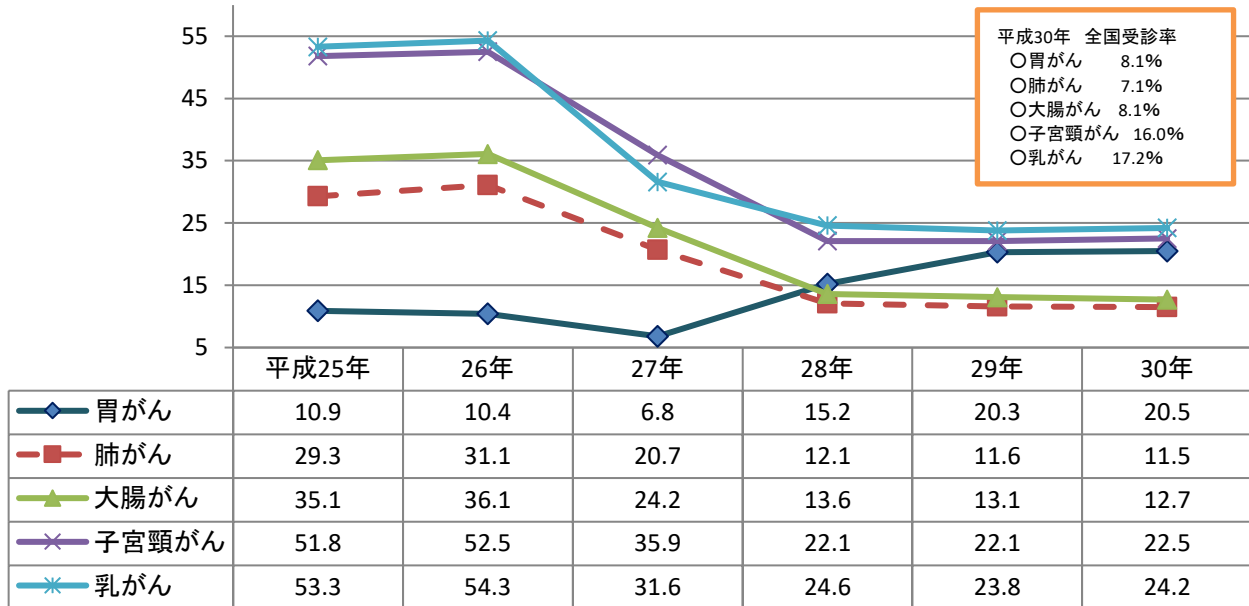


(注) 小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある
 大腸がん：結腸、直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物
 肝臓がん：肝および肝内胆管の悪性新生物
 胆のうがん：胆のう及びその他の胆道の悪性新生物

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

平成30年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国の受診率を上回っている。

図B-5 がん検診受診率の推移



注1:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢が40歳以上(子宮がんは20歳以上の女性)から40歳～69歳(「子宮頸がん(平成24年度より変更)」は20歳～69歳)に変更

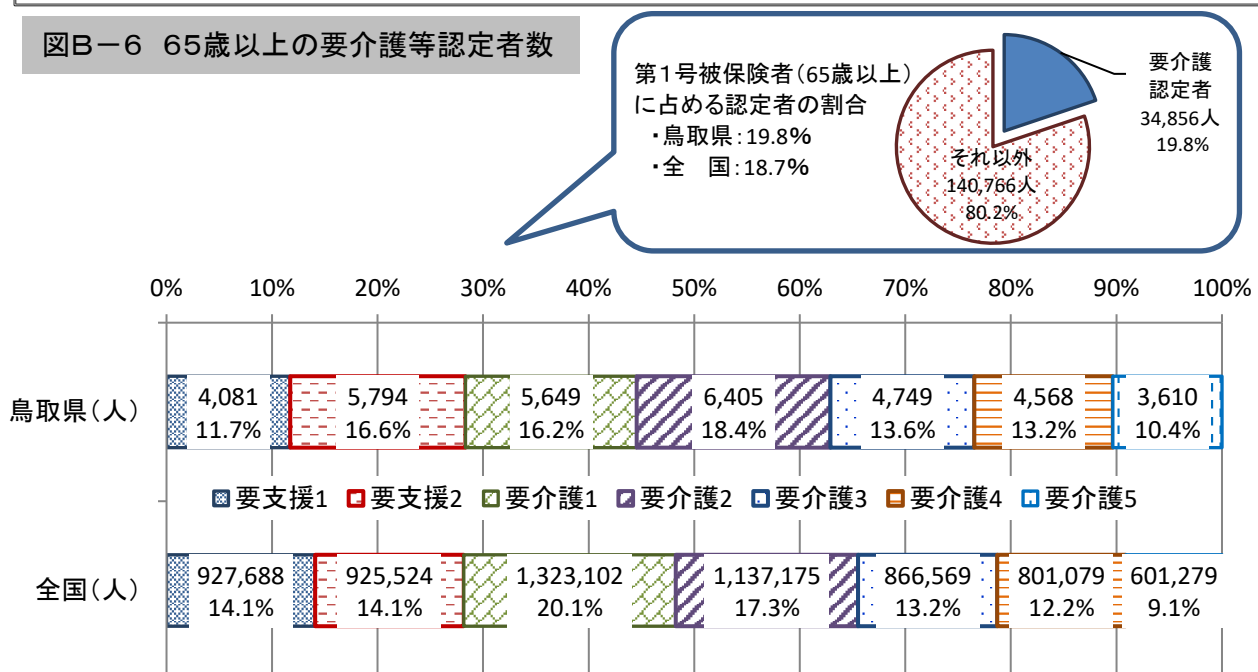
注2:平成27年度はがん検診の対象者数について報告内容の精査を行い、平成28年度は「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」に基づき、対象者数は各がん検診対象年齢の「全住民」を報告するよう徹底したため、対象者数の報告数が平成26年度までとは異なっている部分がある。また平成28年2月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、胃がん検診、乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があったため、受診者数が平成27年度までとは異なっている部分がある

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成30年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

平成30年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けている者は34,856人となり前年度より増加、65歳以上の第1号被保険者数は前年度より1,705人増加し、65歳以上第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は19.8%となっている。

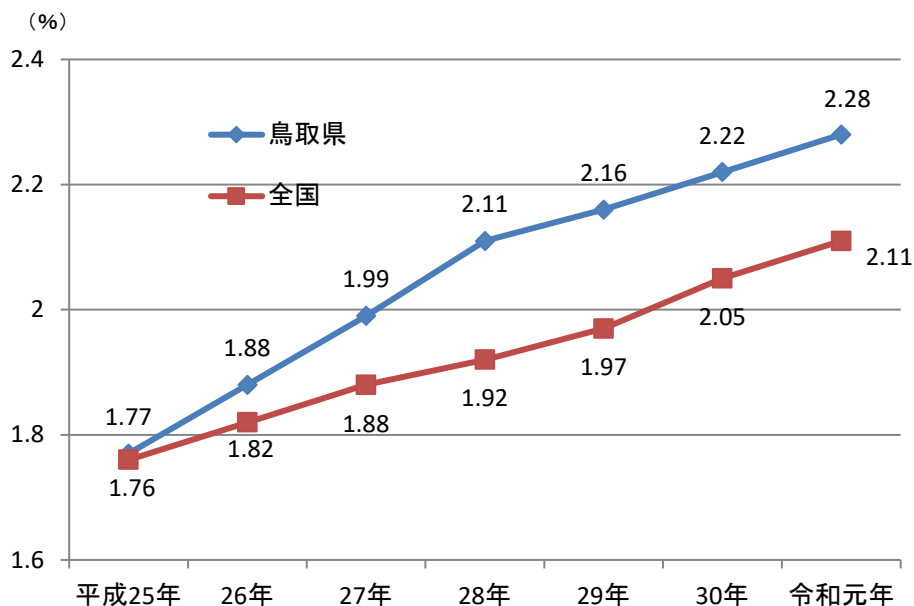
図B-6 65歳以上の要介護等認定者数



(注)小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある 資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成30年)

令和元年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.28%で、前年に引き続き過去最高を更新した。

図B-7 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



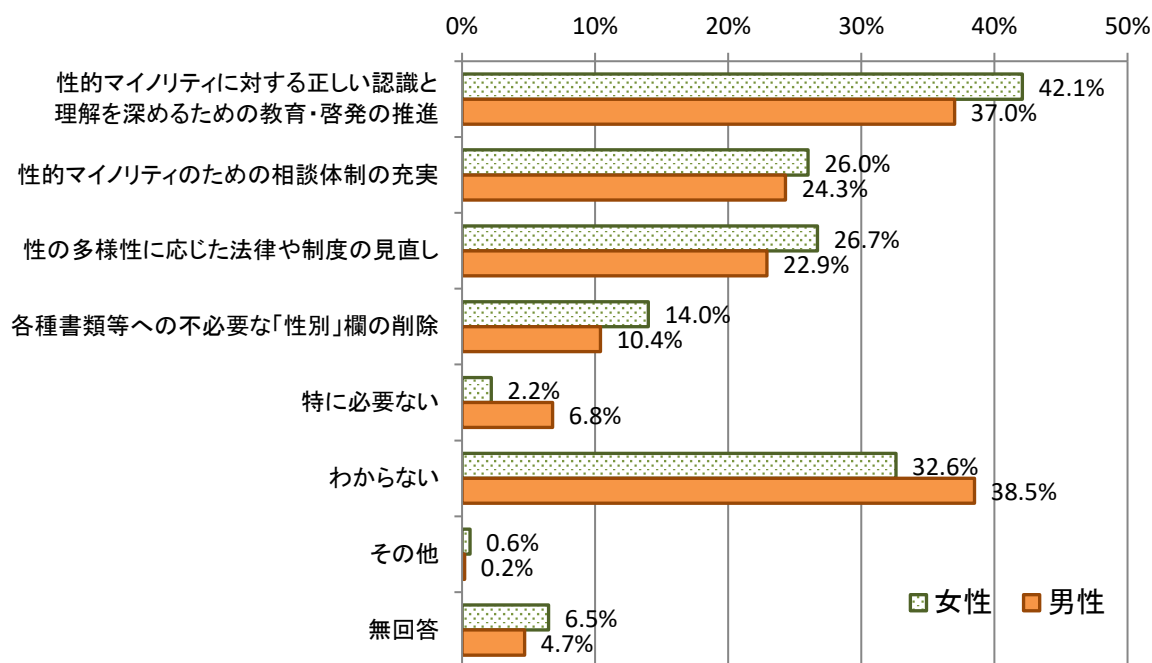
法定雇用率		
事業主区分	H29年度まで	H30年度以降
一般民間企業	2.0%	2.2%
国・地方公共団体	2.3%	2.5%
都道府県教育委員会	2.2%	2.4%

※法定雇用率は平成30年4月1日改定

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(令和元年)

平成26年の調査では「わからない」、「特に必要ない」の男性割合が大幅に高く、「性的マイノリティに対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発の推進」、「性の多様性に応じた法律や制度の見直し」の女性割合が大幅に高くなっており、男性に比べ女性の性的マイノリティへの関心の高さがうかがえる。

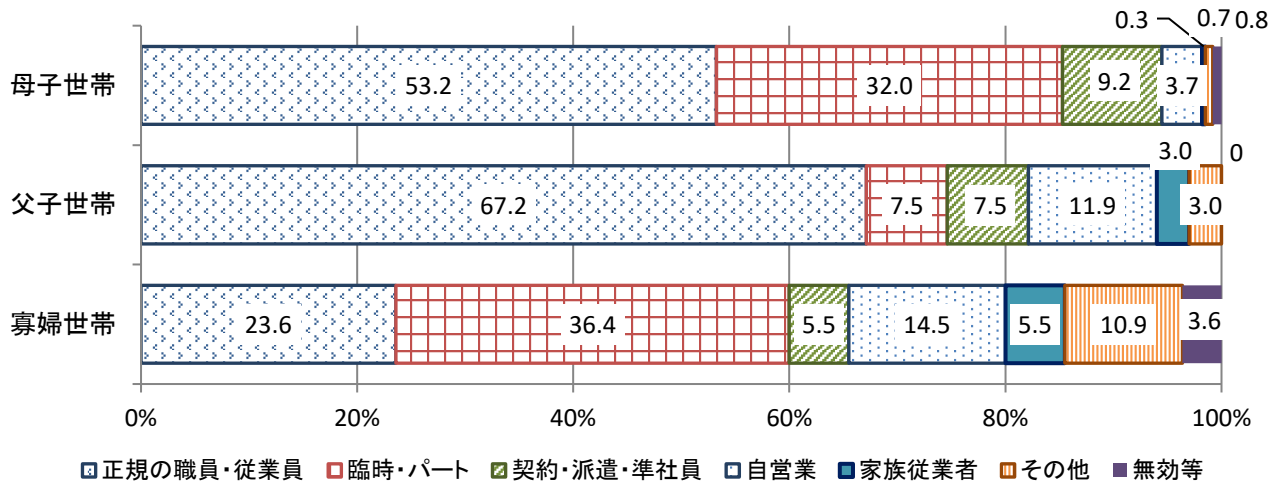
図B-8 性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組



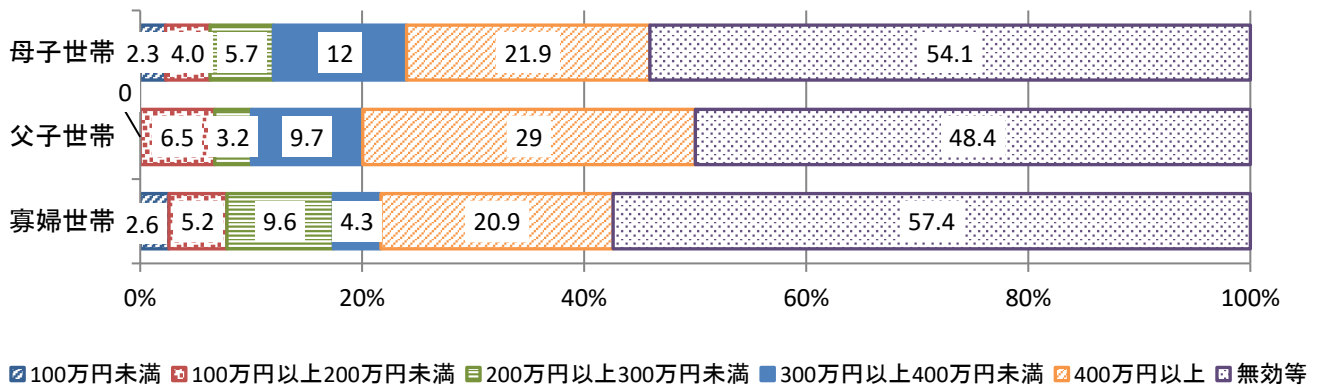
資料：鳥取県人権意識調査(平成26年)

平成30年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で32.0%、寡婦世帯で36.4%である一方、父子世帯の67.1%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で6.3%、寡婦世帯では7.8%となっている。

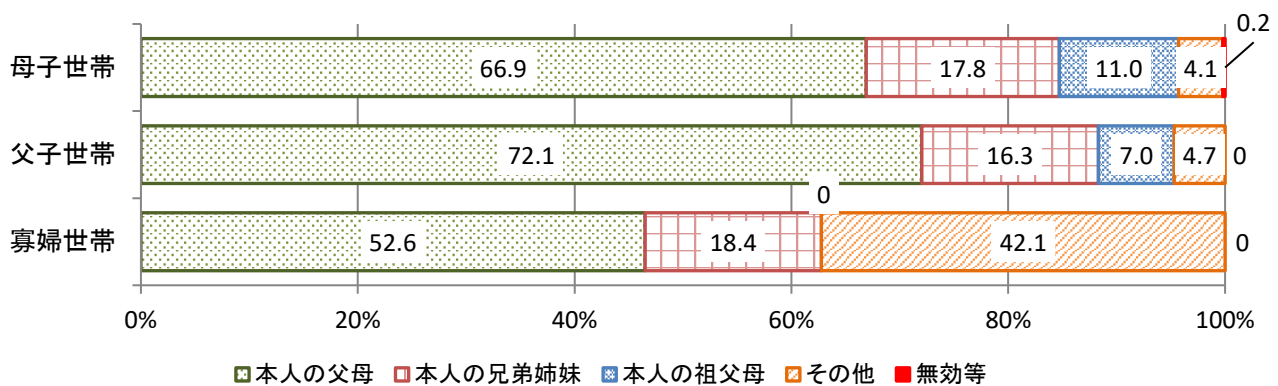
図B-9 ひとり親世帯の就業状況



図B-10 ひとり親世帯の年間収入



図B-11 ひとり親世帯の世帯構成



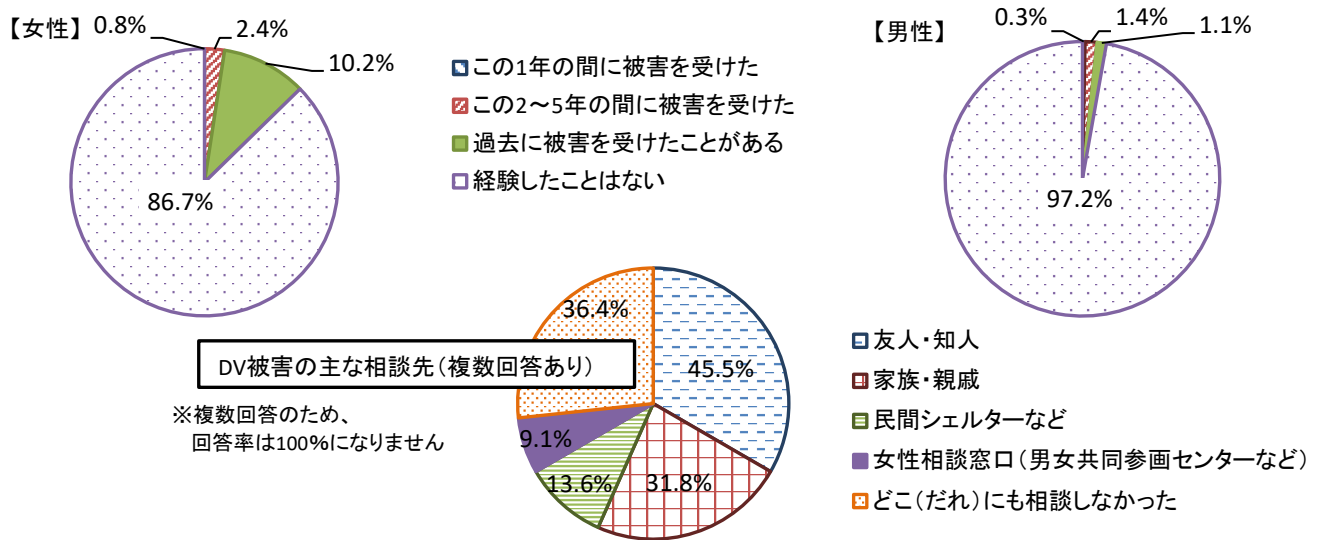
(注)複数回答のものや、小数点以下第二位を四捨五入してあることから、合計が100%に一致しないことがある

資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成30年)

【重点目標5】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

令和元年の意識調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の30人に1人、男性の60人に1人がこの5年間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の4割がどこにも相談していない。

図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

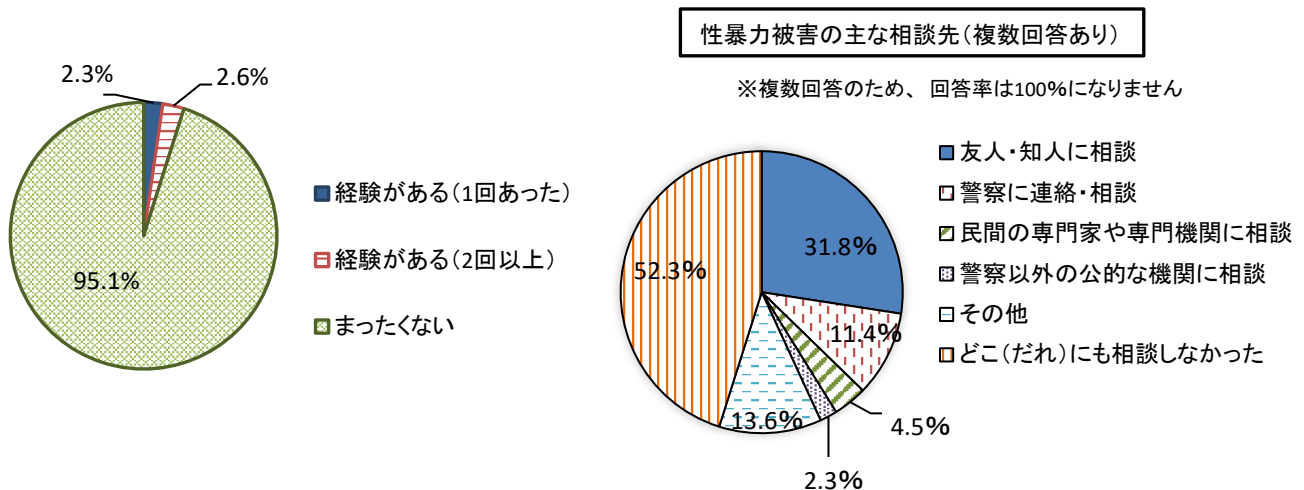


(注) DV(ドメスティック・バイオレンス): 一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと
殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる

資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和元年の意識調査によると、性暴力を受けたことがあると回答した人(4.9%)のうち、半数以上がどこ(だれ)にも相談しなかったと答えている。

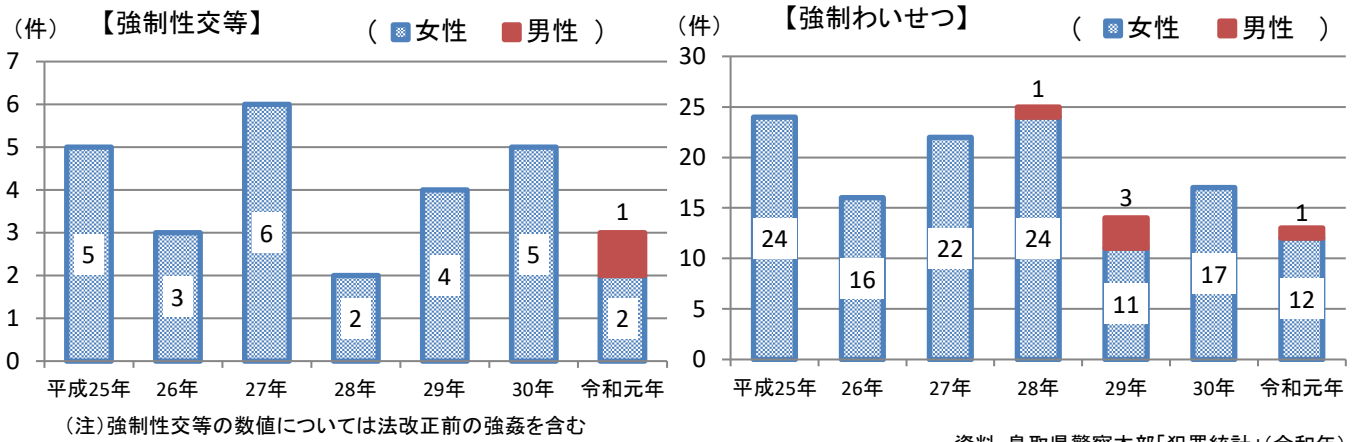
図B-13 性暴力の被害経験



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

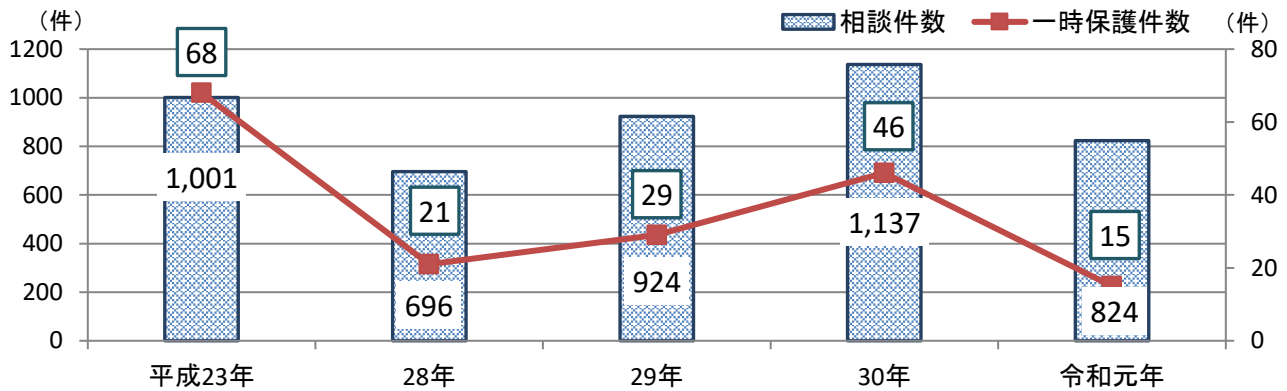
令和元年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強制性交等は3件、強制わいせつは13件であった。

図B-14 性犯罪の認知件数(被害者の性別)



令和元年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は824件で、前年より大幅に減少している。また、DVを主訴とする一時保護数も15件で、前年より減少した。

図B-15 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数: 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

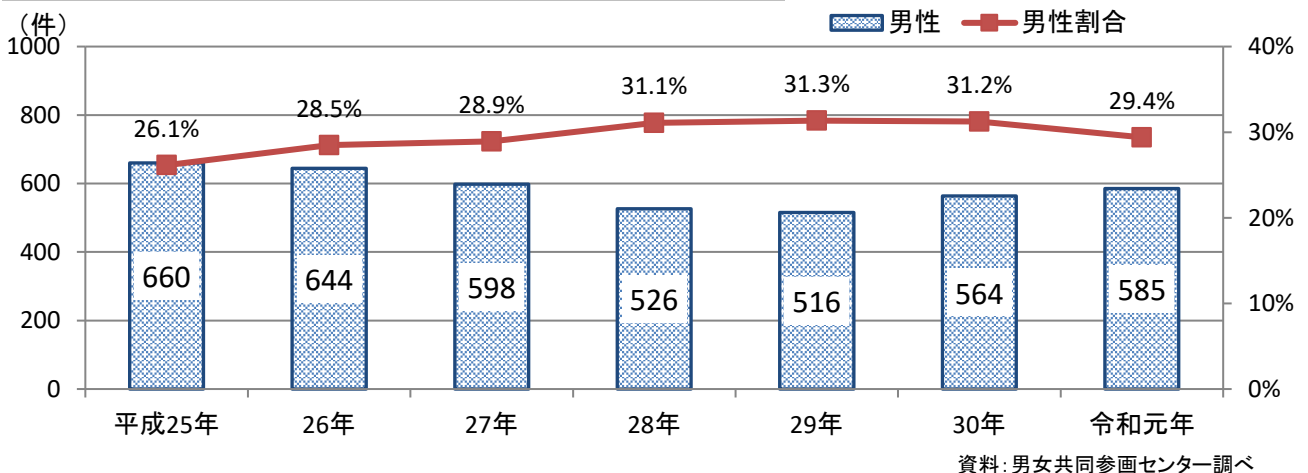
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む

資料:福祉相談センター調べ

令和元年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は585件で、総相談件数の29.4%を占めている。

図B-16 男女共同参画センターにおける男性相談の推移

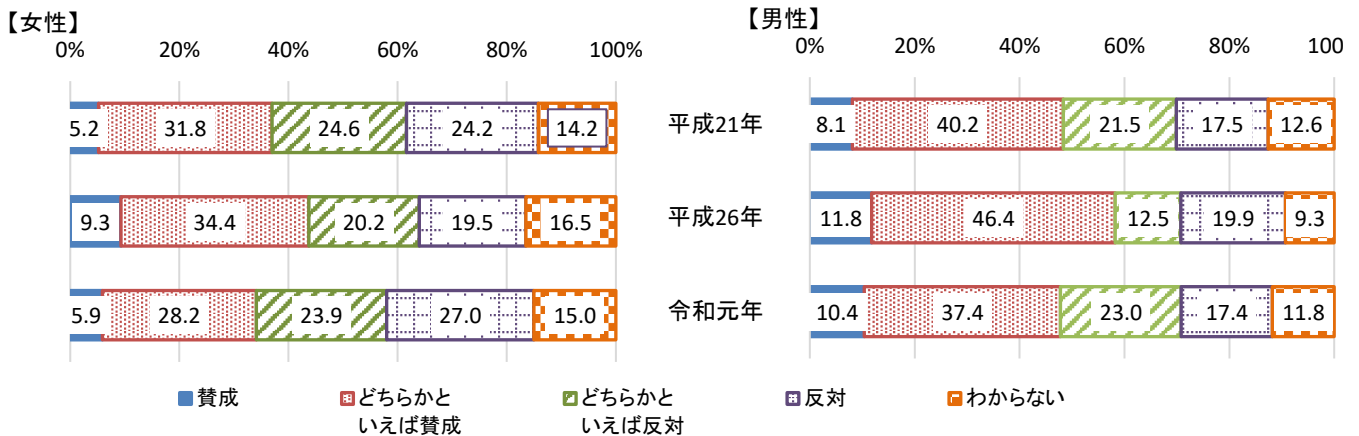


テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

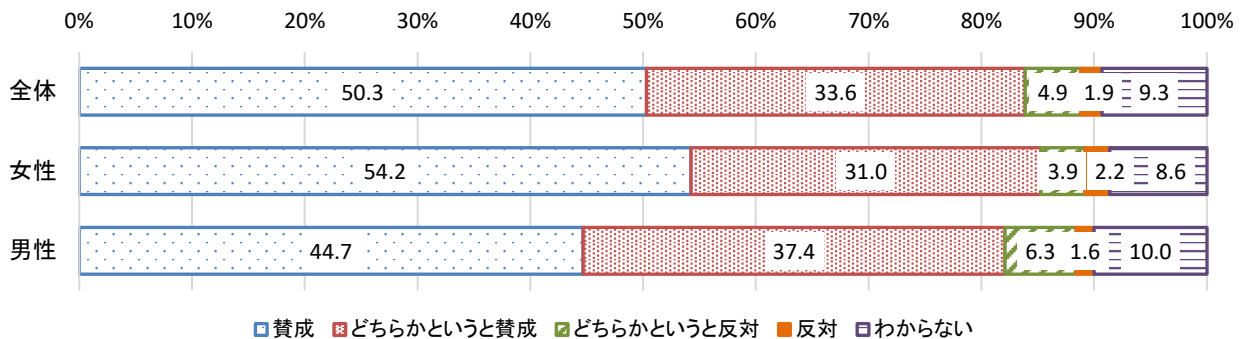
【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

令和元年の調査によると、「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方については、男女ともに8割以上が賛成している。また社会通念・習慣などにおいて、男女ともに7割以上が男性が優遇されていると感じている。

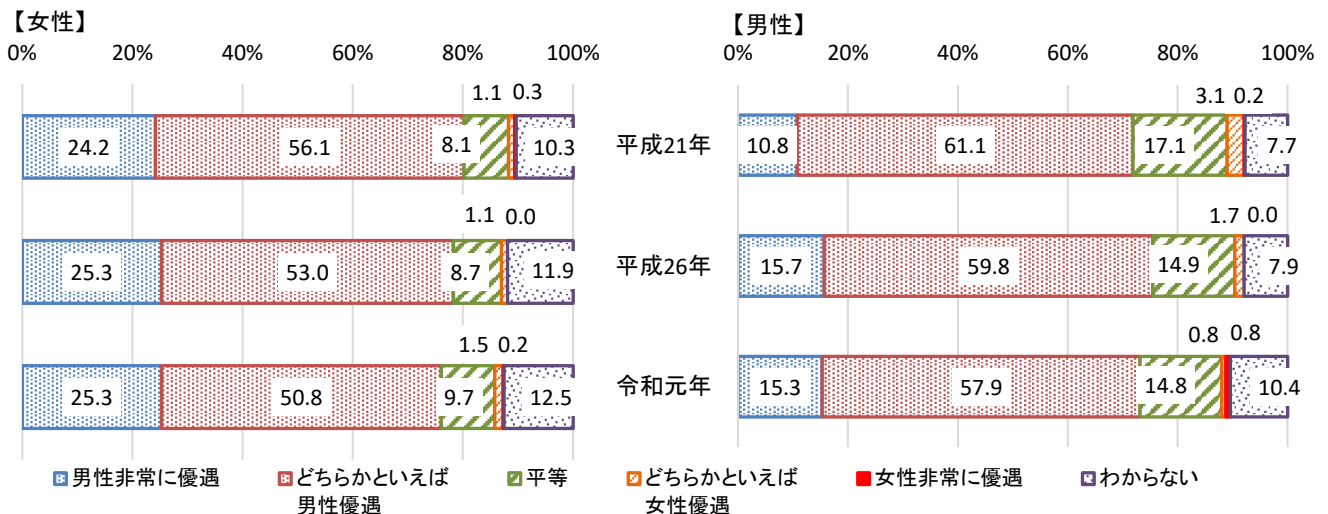
図C-1 男女の役割分担意識



図C-2 「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方について



図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感

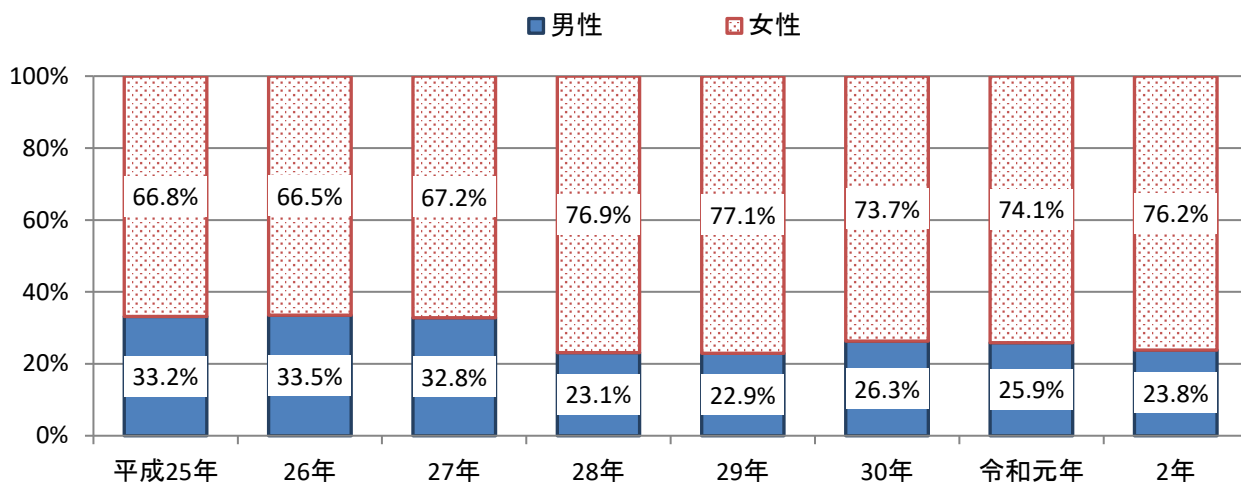


(注) 小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある

資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和2年の本県の子ども会役員1,357人のうち、男性は323人で23.8%、女性は1,034人で76.2%となり、前年と比べ男性割合はやや減少している。

図C-4 子ども会役員における男性の割合

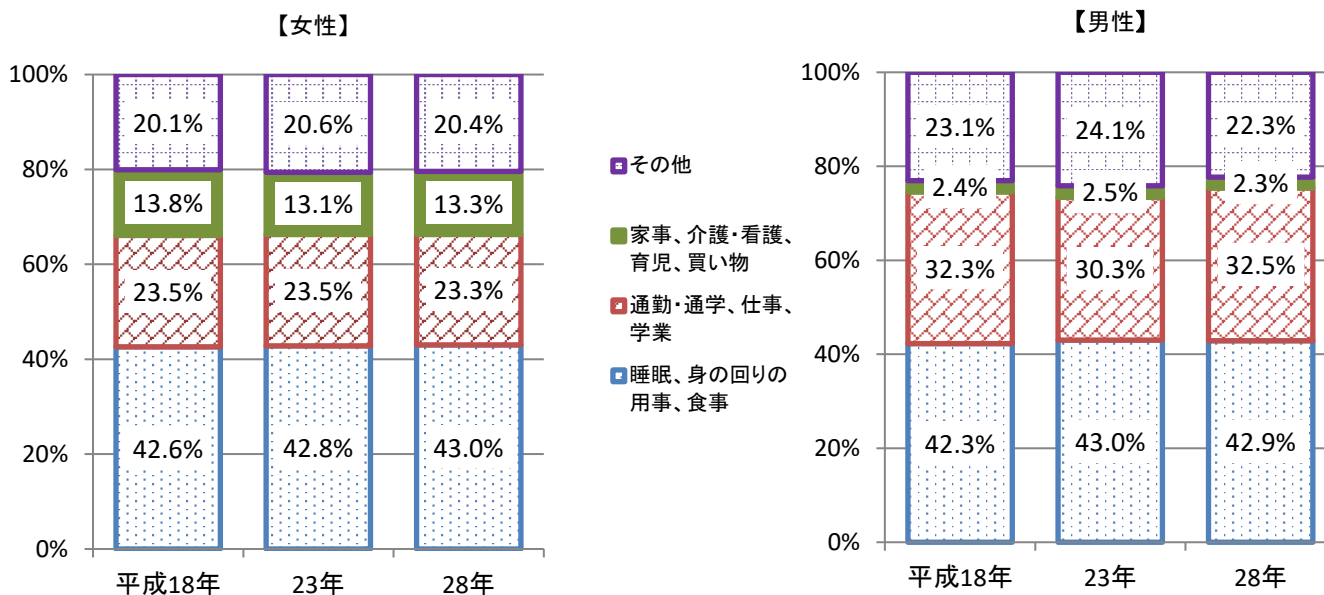


(注)各年4月1日時点

資料:女性活躍推進課調べ

平成28年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が33分で平成23年に比べ3分減少し、女性は3分増加し3時間12分となった。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間



(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人で、家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む

生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

鳥取県男女共同参画白書

～令和元年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（資料編）～
令和3年2月

発行／鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp